

衆議院 大蔵委員會 議録 第五号

昭和六十一年二月二十一日(金曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
税制及び税の執行に関する小委員

- 加藤 六月君 高島 修君
中川 昭一君 藤波 孝生君
堀之内久男君 山崎武三郎君
山中 貞則君 山本 幸雄君
伊藤 茂君 兒玉 末男君
中村 正男君 柴田 弘君
矢追 秀彦君 米沢 隆君
正森 成二君

税制及び税の執行に関する小委員長
堀之内久男君

金融及び証券に関する小委員

- 大島 理森君 自見庄三郎君
田中 秀征君 中川 昭一君
中西 啓介君 東 力君
藤波 孝生君 山本 幸雄君
伊藤 忠治君 沢田 広君
堀 昌雄君 古川 雅司君
藪仲 義彦君 玉置 一弥君
箕輪 幸代君

金融及び証券に関する小委員長
中西 啓介君

財政制度・財政投融資に関する小委員

- 越智 伊平君 大島 理森君
金子原二郎君 自見庄三郎君
中村正三郎君 宮下 創平君
村上 茂利君 山崎武三郎君
伊藤 茂君 野口 幸一君
堀 昌雄君 坂口 力君
矢追 秀彦君 安倍 基雄君
箕輪 幸代君

財政制度・財政投融資に関する小委員長
中村正三郎君

金融機関の週休二日制に関する小委員

- 中村正三郎君

第一類第五号 大蔵委員會議録第五号 昭和六十一年二月二十一日

- 越智 伊平君 金子原二郎君
笹山 登生君 田中 秀征君
高島 修君 藤井 勝志君
宮下 創平君 村上 茂利君
上田 卓三君 沢田 広君
戸田 菊雄君 坂口 力君
古川 雅司君 安倍 基雄君
正森 成二君

金融機関の週休二日制に関する小委員長
笹山 登生君

昭和六十一年二月二十一日(金曜日)
午前九時三十一分開議
出席委員

- 委員長 小泉純一郎君
委員 笹山 登生君 理事 中西 啓介君
中村正三郎君 理事 堀之内久男君
上田 卓三君 理事 野口 幸一君
坂口 力君 理事 米沢 隆君
衛藤征士郎君 理事 越智 伊平君
大島 理森君 加藤 六月君
金子原二郎君 自見庄三郎君
田中 秀征君 高島 修君
中川 昭一君 林 大幹君
東 力君 藤井 勝志君
宮下 創平君 村上 茂利君
山中 貞則君 山本 幸雄君
伊藤 忠治君 小澤 克介君
兒玉 末男君 沢田 広君
戸田 菊雄君 中村 正男君
水田 稔君 柴田 弘君
古川 雅司君 藪仲 義彦君
伊藤 茂成君 玉置 一弥君
正森 成二君 箕輪 幸代君

出席國務大臣

出席政府委員

- 大蔵大臣 竹下 登君
人事院事務総局 鹿兒島重治君
給与局長 熊川 次男君
大蔵政務次官 門田 實君
大蔵大臣官房審議官 門田 實君
大蔵大臣官房審議官 大山 綱明君
大蔵省主計局次長 保田 博君
大蔵省理財局長 窪田 弘君
厚生大臣官房審議官 山内 豊徳君
社会保険庁年金部長 長尾 立子君
総務庁恩給局恩給問題審議室長 鳥山 郁男君
中小企業庁小規模企業政策課長 新関 勝郎君
大蔵委員會調査室長 矢島錦一郎君

委員外の出席者

委員の異動

- 二月二十一日
藤波 孝生君 補欠選任 林 大幹君
山崎武三郎君 衛藤征士郎君
伊藤 茂君 水田 稔君
堀 昌雄君 小澤 克介君
藪仲 義彦君 伏木 和雄君
安倍 基雄君 伊藤 茂成君
同日
辭任 衛藤征士郎君 補欠選任 山崎武三郎君
林 大幹君 藤波 孝生君

- 小澤 克介君 堀 昌雄君
水田 稔君 伊藤 茂君
伏木 和雄君 藪仲 義彦君
伊藤 茂成君 安倍 基雄君

二月二十日
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

同日
消費生活協同組合の個人年金共済事業に係る税制上の改善に関する請願(池端清一君紹介)(第六四五号)

- 同(小澤克介君紹介)(第六四六号)
同(左近正男君紹介)(第六四七号)
同(佐藤觀樹君紹介)(第六四八号)
同(中村正男君紹介)(第六四九号)
同日(日野市朗君紹介)(第六五〇号)
同(藤田高敏君紹介)(第六五一号)
同(上田哲君紹介)(第六六六号)
同(小川国彦君紹介)(第六六七号)
同(多賀谷真穂君紹介)(第六六八号)
同(奥野一雄君紹介)(第六七二九号)
同(竹村泰子君紹介)(第六七三〇号)
同(山本政弘君紹介)(第六七三一号)
同(伊藤忠治君紹介)(第六七八八号)
同(河野正君紹介)(第六七八九号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第六七九〇号)
同(中村重光君紹介)(第六七九一号)
同(水田稔君紹介)(第六七九二号)
国民本位の税制改革に関する請願(島田琢郎君紹介)(第七八七号)
は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件
国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 大臣の時間がやや制限されておりますので、ポイントだけ伺っていきます。

今度、いわゆる基礎年金勘定をつくりまして、人頭割に各年金からその拠出金を出していくことになった。細かい点は後でやりますが、国民年金

それ自身が破産をするような状況にあったものを、国民皆年金というこの美辞麗句のもと、他の各年金の組合員の負担を非常に大きくして、その上に成り立って今度の国民年金特会法の改正が行われた。このことが前の国会の年金制度の改正の

ときの統一化というものの中に含まれていたのかどうかという点は、極めて疑問とするわけであり

ます。加えて後年度負担を考えますと、七十年度には現在の八千円が六割増しぐらいになる、他の

共済の負担が激増する。こういう状況を大臣としては知っていたのかどうか。細かい点は省略した

アバウトの話ではありますが、国民年金の三分の一負担、結論的に言えば三三を四〇なり四二、三に

ふやしていくという政治的な選択をしない限り、この問題には極めて危険な状況が含まれる、こ

ういうことにならざるを得ないと思うのでありま

す。これは、これから質問をやるその中身の最後

のところなんでしょうが、果たして大臣がどう

いう認識を持っておられるのか、突然のことであ

りますが、こういう格好でいいのかどうか、こ

ういう状況が果たして妥当だと言えるのかど

うか、大蔵大臣は承知の上でこの法案を出したのかどうか、その点ひとつお答えいただきたいと思

○竹下国務大臣 結論的に申しますと、基礎年金

の導入は安定かつ公平な年金制度を確立するとい

う考え方であって、国を救済するというような

発想から出たものではないというふうに私は思っ

ております。

確かに、これまでは職域を単位として分立して

おるために制度間に格差が生じておる。したがっ

て、今回の年金改正は、長期的に安定したもの

にしよう、そこで共通の基礎年金を入れよう、こ

ういうことになったものでございます。制度ごと

にいわゆる成熟度が違いますが、基礎年金給付と

基礎年金拠出との間には差が生じてくるというこ

とは、初めからそういう認識を持って取りかかっ

たものであるというふうに私は考えております。

○沢田委員 大臣、こういう形で今度の特別会計

をつくり勘定をつくるということは、極めて危険

な発想だということになります。

じゃもう一つ、これは大臣に聞きますが、国民

年金に三百万人の免除者、滞納者がいる。他の年

金の組合員にはこういうものはないのでありま

す。でありますけれども、それを含めて救済をし

ていく、こういう形なんですか、その辺

の分は国民年金会計で勘定を考えていくのか。そ

うでなければ、その分まで含めて厚生や他共済で

考えていかなければならぬ、こういうことにな

るわけなんですか、こういう問題があるとい

うことをききよめる段階では大臣が認識をした、

ちよつと手おくれなんですが……だから、法案

は少し待ってもらいたいと思つておられるのだ

けれど、認識した上で対応してもらいたい、こ

ういうふうに思つたのです。

今の段階はどうかとまだ私もおくれればせ

ながらという状況であります、こういう形のま

まで果たしてスタートしていいのであろう

か。これでは、国民年金よりも他の組合員の納め

る金額の方が多いですね。ここにありますよう

に八千円も納めるわけなんです。現在そんなに

国民年金を納めてはいない。そういう状況が果た

して妥当と言えるのであろうかということが言

えられます。

その点、これもアバウトな話なんです、大臣

おかしらうというところがいひとつ感じても

らいたいと思うのですが、いかがですか。

○長尾政府委員 大臣がお答えになります前に

ちよつと申し上げさせていただきますが、今先生

お話ししました各制度加入者の基礎年金への拠出

金八千六円、金額でございまして。この金額は、そ

れぞれの被保険者、組合員の方が保険料として出

していただきます分に国庫負担が三分の一加わり

しました額でございまして、その分は各共済、国

民年金同一の金額になっております。

方に入つて計算をさせていただいております。特別国庫負担金と申しますのは、障害福祉年金が今回障害基礎年金になったわけでございますが、この方々に対します国庫負担等は、各制度に割り振るといふことなく国民年金勘定の方にストレートに入る、こういう形になっておるわけでございします。先生が今御指摘になりました各制度ごとの拠出金と交付金との差し引きという観点では、特別国庫負担金を、先生のお話では国民年金のいわば取り分というように形で計上していただいております。うでございしますが、今申し上げたような意味で国民年金は他の制度と違つて特別の国庫負担がストレートに入つてゐるということは御理解をいただきたいと思ひます。

次に、拠出金と交付金との差でございますが、そういう意味で計算をさせていただきますと、国民年金につきましましてはこの差がプラスになっておりました。一兆二千九百五十二億円でございします。厚生年金がマイナスでございまして、一兆四千九百七億、共済組合全体をひくるとなると二千九百七十二億、こういったことになるわけでございします。

この制度にこのような差が出ました大きな原因は、先生の資料でも出ておるかと思うのでございしますが、いわゆる三号被保険者、被用者年金の妻の扱いが今回と旧制度と基本的に違つてしまつたことによるものが非常に大きいわけでございします。すなわち、従来は国民年金の任意加入ということで、国民年金自身が保険料を皆様の家計から直接いただきまして国民年金勘定の方に保険料収入として計上しておりましたのが、今回は各保険者から基礎年金勘定に入れていただくという仕組みになりましたので、いわば各保険者の方で保険料を一応集めていただいた形で国民年金に移る。国民年金側から申しますと、例えば現役の方は各制度に分けたというように形になっておるわけでございします。一方、給付の面は、六十一年四月前の期間は国民年金の給付に残るという形になつておるわけでございします。そういう意味では、

この三号部分を調整して考えていく必要があると思ひますが、実質的な差額は、国民年金につきまして四千五百億、それから厚生年金につきまして四千億、共済組合におきまして五百億というふうな考へております。

この差がどうして出たかということ、三十六年四月一日以降の期間につきまして、各制度が共通して費用を負担していただくというのがこの基礎年金の基本的な考え方でございます。三十六年四月以降の部分にかかわる各制度の成熟度の違いというものがこういう形であつたといふふうな解釈いたしておりますが、これはいわば基礎年金の基本的な理念の具体的なあらわれということで御理解をいただきたいと思ひます。

○沢田委員 全然違ふのです。国鉄なども成熟度一七〇というふうな数字になつていますから、それは同じような条件はありますけれども、こういう本末転倒といひますか、本体よりも客体の方の負担の方が重くなつていくといふことはあり得べき筋のものではない。やはり常識的に言へば三分の二は自分のところで考へて、三分の一は援助していただく、これなら、それなりの提案の仕方があつたはずだと思ふのであります。妻といふものを含めたという発想の中に、言うならば国民年金自前型が破産寸前になつたからそれを助けていくためにそれ以上の負担を一般の厚生年金、共済組合員の人たちに求めていった、こういうことに結果的にならざるを得ない、こういうことになるわけだ。原因がどうであらうと結果はそうなる。

今の言葉で了承するわけじゃないのですが、それではこれからどういふふうな他の共済組合なり厚生年金の負担が増大するかのいうので、厚生省の「年金と財政」で見ると、六十一年度を一〇〇とすると、六十五年度二七％ふえますね。七十年には六割ふえますね。八十年には倍になります。こういうふうに一応ビクアップしてあります。この点は否定されますか。さつき説明された金額と私の言つてゐるのとほぼ変わりはないのですから、そのことは同じですから、こういう事実

だといふことだけわかつてもらへばいいのであります。今の伸びをこれだけふやしていった場合の掛金へのはね返りはどうなりますか、お伺ひしたいと思ひます。

大臣の方にもう一つ。これも一般常識の問題ですが、通勤手当が標準報酬に入つておる。例えば二万円の通勤費を払つて通つてゐる職員、二万円がバスの定期を買い、国鉄の定期を買つて通つておる。今その二万円は標準報酬の中に入る。そうすると、実費支弁ですから定期で全部使つてしまつて、それにかかる掛金、例えば二万円だとすればその六・三％は千二百幾ら、その分は本俸から掛金として通勤費分を掛けていく。それから、使用者側も二万円の通勤費でいいものをさらにそれに六・三％分を掛けていくと、遠いところから通つてきてゐる人の年金は高くなつて、近いところから通つてきてゐる人の年金は安くなる。そういう現象が現在の制度としてあるわけなんです。遠いところから通つてくる者の年金が高いという論理は年金制度の中には含まれるものではない。

これは住宅手当も同じです。高い家賃の住宅に入つてゐる者の方が自前の家に入つてゐる者よりも年金が高くなる。老後の安定のために家をつくらせようといふつもりがあるなら話は別でありませんが、年金の建前の議論として見ると、これも年金標準報酬に入れた年金をより多く支給するといふ論理——通勤用の乗車証は国鉄みたいなところも私鉄も恐らく出ていると思ふのです。その場合、一つの有額なものとしてみなすということになれば——恐らくバスは入らないですね、東武なら東武電車の方だけ乗車証で現物支給されるというふうなことも起きて年金が下がる、こういうことになるわけなんです。

これも常識的な話で、国家公務員というのは、通勤手当でばつと出して適当にごまかす筋のものでもないし、住宅手当でばつとやるものでもない。そうすると、こういうものを統一していく場合には、通勤手当や住宅手当というのは標準

報酬の中から——掛金を余計取りたいという厚生省の気持ちはわかるけれども、そういう上乗せをしたのでは泥棒よりひどいと思ふのです、実費支弁でかかつてさらに本俸に食い込むのですから。そういう物の発想が許されていいものではないだらう。ただ、通勤費は非課税なので、企業主は、税金のかからない金で、一万円しかかからない者に三万円出そうと考へるといふ発想がある。通勤費も何も掛金の中へ入れて取つてしまへといふこの矛盾した形が年金額を決めてゐるわけなんです。年金の方では含める、税金の方では非課税という形が今日の矛盾を拡大してゐるわけです。公務員の方はそういうことができませんから、これが全部入つてくれば、このとおり遠くから通つてゐる人の年金は高くなり、近くから通つてゐる人の年金は低くなるという形が生まれてくる。

時間がないけれども、大臣、そういう問題があるといふことはわかれますか。

○竹下国務大臣 これは要するに年金の大宗をなす厚生年金に大体合わせようといふ考へ方なんです。したがつて、通勤手当、住居手当問題というのは前にも議論があつたところでありますが、端的に申しますと、厚年の方へ合わせたいという感じのものでございしますから、これは厚生省と相談していく課題だといふ問題意識は私も持つております。

○沢田委員 じゃ、もう一つだけ。

大臣、人生には、とぼとぼと四十年勤めましたといふ形の人生もある。野球で二軍みたいなところに入つていて早目に寿命が来てしまつて、後どうしようかといふ人生もある。厚生年金が物を考へた発想の原点というのは、どんな職業であらうと四十年働けるという前提で考へてゐるわけなんです。ところが、現実にはそうはいかない人たちが多い。相模取りだつて六十で横綱張つてゐる人はいませんし、野球の選手でもそういう状況はあり得るわけです。それぞれの職業の寿命が違う。それを四十年という長丁場で物を見ていくといふことは、楽なときもあれば極めて厳しいときが生

まれるということを想定しなければいかぬ。そういうことを考えますと、景気のいいとき、楽なときに一度に納めていくという方法を制度として考える必要がある。

お手元の数字にもありますが、今七千円として一年分八万四千円を一回で納めた。それを五%、大臣は公定歩合をどんどん下げていきそうだから、五%として計算してみた。それで、三百円ずつ値上がりしますから、三千六百円ずつは自動的に上がっていく分として計算をして五年目に六百九十四円残る。十年目には八百八十六円、十五年目には千三百三十一円、二十年目には千四百四十三円残る。引き上がった部分をそのまま五%で運用して納めると仮定すればそうなる。

それで、問題になるのは五年目ごとに行われる物価スライド。ところが、五%と低目に見えていますから、これからインフレが特別生じない限り、二・三%なり三%ぐらいの物価上昇でいくと仮定すれば、八万四千円納めた金額は二十年目には十萬二千三百一十一円になる。これもお手元によつてあります。そういう意味で一括納入あるいは部分的に短縮納入。特に三十歳、四十歳の人はどうやってみて満額でもらえないのですよ。三十歳代の人四十歳代は納めることはほぼ不可能である。だから、それを詰めて納めることを認めてやる、こういう制度をどうしても考えてもらいたい、こういうふうに思います。これも大臣がすぐ答えられるかどうかかわからないけれども、今までの厚生省じゃ信用できないから、大蔵大臣がこの勘定を受け取るに当たってその制度は考えてほしい。第一、大蔵省も助かるし厚生省も助かるはずですよ。部分的なプラス・マイナスはあるかもしれないが、そういう職業の多様性を考えてみたときにはこういう制度が考えられてしかるべきでないか。それから、もし著しい物価変動があった場合は、五年目まで六百九十四円ですから、六十円で郵便料金はこの中から十分出てくる金額です、十通出して六百元ですから。ですから、五年目ぐらいになったら、あなたの物価スライド分では結果

的には六百九十四円の残りはなりませんよと通知することは不可能ではない。十年目なら十年目になって不可能ではない、こういうふうな思いです。で、一括納入、短縮納入が——大臣、あとほんのちよつぱり答えて、予算委員会が歳入委員会に優先しているというのは大体けしからぬと私は思っています。歳入なくして何が歳出か、こう思っていますけれども、その点の不満を表明しておいて、大臣から答えてもらって、行つてください。

○竹下國務大臣 これも恐らく年金設計の問題ですから、民間なら考えられることとございしますが、将来の保険料の額が変動するというようなことを考えてみると、私企業なら別ですが、そういういわば年金設計あるいは保険設計というのは、私企業でわかりませんけれども難しいのじゃないかなという気がいたします。その程度の知識です。

○沢田委員 じゃ、どうぞ行つてください。難しい、できると私は思いますが、できるように考えてもらうことをお願いして……

問題はまたもとへ戻りますけれども、一つは、先ほどのいろいろと述べましたが、これは厚生省の方に聞くのですが、要すれば今度の基礎勘定で、各年金から拠出する金額は五兆四百七十七億、国民年金が自分で出している金は一兆八百七十三億、これの差し引き勘定は、結果的に見ると、滞納者、免除者、こういうものもその原因の大きな一部になっているのではないかとこのようにまず第一に思います。

それから、もともと三分の一ではこの構成が無理だ、やはり三三%では無理で、極端に言えば五割支給を国がやらなければ成り立つていかな、こういうことになっていっているのではないかな、こう思います。その点は厚生省はどう考えておられますか。時間がありませんから簡単に答えてください。

○長尾政府委員 先ほど基礎年金勘定のそれぞれの収支につきまして、基礎年金勘定の上での国民年金勘定の部分が非常に受け取り超過になってい

るのではないかと御指摘がございまして、その部分の大きな理由は、被用者の妻の扱いが今回の基礎年金勘定の計算の基礎になりました新制度と旧制度と大きく違つておるということを申し上げたわけでもございますが、今先生の御指摘は、国民年金の被保険者の中で免除を受けておる者がおつて、その者の拠出がないことから国民年金勘定の負担が少なくなつておるということではないかという御質問かと思ひます。

現在国民年金の免除を受けておられる方は、五十九年度の数字でございまして、三百九十九万人となつておるわけでもございます。国民年金は、先生御承知のように、被用者年金に加入しておられないその他の二十から六十歳の国民総員ということとございまして、この仕組みの中では、例えば生まれてすぐ体が御不自由であるといったことでお勤めができないという方々や失業中の方、こういう方々も全部含めておるわけでもございまして、全就業年齢のうち一部の就業できない方々はすべて国民年金の被保険者という扱いになっておるわけでもございます。三百万という数字は大変多いという御指摘かと思ひますが、この点は、こういう事情にあるということも御理解をいただきたいと思ひます。

免除の実態につきましては、適正に運営をするようにという御指摘を国会からいただいておりますが、私どもはその方針に沿つて、免除の適正な運用ということには努力させていただきたいと思つております。

○沢田委員 国鉄でも、他の組合に迷惑をかけているからということで、職域年金なり職域加算はゼロにしているわけですね。やはりこれからの年金制度の統合を進めていくとすれば、私は事情の説明を求めたのではなくて、そのものに矛盾があるのじゃないかということを言つておるわけですが、例えばお勤めになつておられる奥さんがこの基礎年金に入つてプラスがあつたのかどうか。離婚のときだけぐらいいなものでしょう。それ以外のときには、遺族年金なんかにしたつて二

分の一は今までもらつていた、基礎年金プラス四分の三にしてみたつてそれほどの違いは出てこない。だから、一般の勤め人の奥さんが強制的に加入をさせられたのは負担の増大をもたらしただけだということになつておるのが現状ですね。喜んでおる人はそれほどいない。ただ、自分の年金が満期になれば五万円、年六十万円が確保される権利が発生した、離婚をしてもその分は自分にくつていくという場合。まあ離婚が多いからそういう政策もあつていいとは思ひます。しかし、それならそれなりの独自の政策を確立すればいいのであつて、今言われたような形で強制加入をしたことによつて国民年金全体の年金財政を助けるための財源に充てるという方法は邪道と言わなければならぬのではないかと。それならば、そのような提案の仕方があつたのではないのか、こういうふう

に思ひますが、いかがですか。

○長尾政府委員 基礎年金の仕組みでございまして、基礎年金は、各年金制度の赤字分を補てんするということではございまして、各保険に加入しておられる方に同じ拠出していただまして、将来その拠出に基づきまして給付の権利が約束される、こういう仕組みになつておるわけでもございます。国民年金で、今所得がないということ免除を受けられた方につきましては、免除を受けられた期間に相当する部分は国庫負担相当しか給付の上で反映をいたさない、こういう形になつておるわけでもございまして、基礎年金の基本的な仕組みがこういうものであるということとは御理解をいただきたいと思ひます。

それから、婦人の年金の問題でございまして、今回の改正前に、女性の年金権のあり方については各方面からさまざまな御意見をいただいたというふうな承知をいたしておりましたが、その中で、奥様方についても独自の年金権をいうのは大方の共通した御意向であつたというふうな考えをいただいております。それにこたえた形の今回の改正でございまして、そういう意味で、奥様方の年金がそれぞれの独自の年金として保障されたという

もう一つは、負担の面では、従来個々の家計の中から負担をしていたが、各保険者の団体として負担をしていた、という仕組みに改まりましたことも、それぞれの御家庭にとつてはプラスになっておるといふことは申し上げられるのではないかと思います。

○沢田委員　説明はもうこの前の国会のときに出ていることであつて、私はその中での矛盾点を実は指摘しているわけでありまして、厚生年金から二兆九千五百七十億を国民年金勘定へなぜ移わなければならないのか。その中には、新規裁定者の分は五千億くらいありますね。だけれども二兆九千億も厚生年金から拠出してゐる。いわゆる奥さんの強制加入がさつき言つたように厚生年金の負担がだんだんふえていく一つの大きな要素になつておる。一方で国民年金は一兆円ぐらゐしか繰り入れないで、言うならば五兆円の二〇％にしか相当しない、残りの八割は言うならば他の共済が背負つていく、こういう形になつておる。そのこと自身に御理解をいただきたいと言つてみても、果たしてそれは国民が本當に知つて理解をしたと言えるのであろうかどうか。そういう話ではなかつたはずだ、国民年金は国民年金として成立を

し、加えて共済年金やその他の人たちは国民年金の上にプラスする、それは八千円もプラスして出しますよということを約束したのではない、私はこういうふうに判断をするわけです。ですから、これはもう説明を求めません。その点については社会労働委員会ですでにやってきましたのでありまして、それにけちをつけることが果たしてどうなのか、同じ衆議院の中ですから問題はあるだろうと思えますけれども、いずれにしても、この収支勘定を見ましても、国民年金からは一兆四千億、厚生年金からは二兆九千億、各共済組合からは六千四百四十六億、こういうものを出して、歳出としなくては、国民年金勘定に二兆七千億、厚生年金に一兆四千億、そして各共済組合に三千四百七十四億を払う、この数字には間違いありません。

○沢田委員　こういうことでこの矛盾を継続しておくことは望ましい状態ではないというふうに思いますが、当たり前だと思っていますか、これは望ましい状態ではないと思っていますか、どちらですか。

○長尾政府委員 この点につきましては、先ほど先生から御質問がございましたように、今後こういつた基礎年金勘定の財政がどういうふうに移をしていくかということ全体を見ていただきます。御評価をいただきたいと思うのでございますが、先ほど申し上げましたように、基礎年金勘定でいけば対象といたします給付は三十六年四月一日以降の給付、その基礎年金見合いの給付ということでございます。したがしまして、現段階では各制度に成熟化の差がございますが、これが時間の経緯とともに、各制度ごとにならされていくという事情があることは御理解をいただきたいと思います。したがしまして、現在のそれぞれの持ち出し、それから受け取り超過といったような各制度間の差は、将来におきましては変化をしていくということであることは御理解をいただきたいと思います。

○沢田委員　だから、変化がだれにプラスでだれにマイナスか。「誰がために鐘は鳴る」という言葉じゃありませんが、そういうことになるのであつて、その辺の問題を指摘をしておいたのです。

そこで、さっき言ったこの数字は、六十一年度を一〇〇にして、六十五年度は一二七、七十年度は一六〇、八十年度になると倍になる。これは提出する側の立場がこういうことになりましたが、太まかに言つて、この傾向はこれのとおりだと理解してよろしいですか。

○長尾政府委員　これは、基礎年金給付費全体の総枠の将来の見通しについての先生の御指摘ではないかと思ひます。先ほど申し上げましたように、基礎年金給付費といひましては、三十六年に四月一日以降の期間は各被用者年金の方で本来の

○沢田委員 順次詰めていきます。

徴収免除者の認定は、どういう基準に当てて免除しているのか、その基準だけひとつお知らせい

○長尾政府委員 生活保護を受けておられるといった法律上免除になる方はございますが、先生の御質問は、いわば法律上ではなくて、私どもが認定をする場合の基準かと思えます。

市町村民税が非課税になっておられる方、これは世帯の全員について考えるわけでございますが、全員の方が非課税になっておるといふ場合には、これは免除をいたしておられます。それから逆に、世帯全体の中で所得税を課税されておられる方があれば、これは免除の対象になりません。問題は、この間の層の方でございますが、この点につきましては一定の基準をつくりまして、例えば災害を受けて昨年収入がないといったようなものを勘案いたしまして認定をするというのが大まかな原則でございます。

○沢田委員 時間の関係で次へ行きます。

先ほど大臣に述べましたけれども、厳しい生活に追い込まれている人は、同情をするにやぶさかではないと思うのであります。しかし、その人が一生そういう状態であつたのかどうかというと、そうでないかもしれないのであります。必ず華やかな時期もあつただろうと思うのであります。それで、一括納入という制度をそのときには採用できるようにしたらどうか。苦しくなれば滞納である、免除である、楽なときには素知らぬ顔をする、こういうことでなしに、楽なときにできれば納めておく。それが今私の若干の数字的な計算でいつてみても、三百円の値上げの分に見合つていく分は十分賄うに合う、あるいは通知する郵便費用の分も十分賄うことができる、あとは物価上昇のスラウド分がどうなるか、こういうことだけである。

だとすば、もし七千円が八千円であるにせよ、あるいは一万円であるにせよ、そういうことによつて、よかつたときに将来の分、年間十万円なら十万円を見て、二割のいわゆる弾性値を見ておく。二割の弾性値を見れば、五年ぐらいたつたら日本の政府は日本の政府で今経済の見通しを出しているわけです。その見通しで物価上昇は大体考へられる。今のところは二・三％、こういうような状況ですから、それで物価上昇分を出すことは不可能ではない、こういうふうに思いますが、その採用についてはいかがですか。

○長尾政府委員 国民年金について保険料を、例えば全期間前納させるということをやってはどうかという御指摘かと思ひます。

先生御承知のように、実は国民年金は昭和四十八年前には保険料の前納という制度がございました。これを廃止をいたしたわけでございます。四十八年に自動スライド制を導入いたしましたので、保険料がいわば自動的に上がるような仕組みになったわけでございますので、前納されますと、追加分を後で払っていただくわけにはいきなという仕組みにするわけでございます。今先生から、その分を払わせるということでできるのではないかとこの御指摘もあつたのでございますけれども、実際問題としてこれはなかなか難しかったようでございまして、したがいまして、その分を給付の上で例えば減額するとか、これは実は厚生年金にもあつたわけでございますけれども、四種でございしますが、そういうような措置をとったわけでございまして、先生の御指摘、確かに人生の中には保険料負担ができる時期とそうでない時期がございますので、大変ありがたい御提案だと思っております。現実問題といたしましていろいろ混同しているところではないかと思ひます。現実問題といたしまして、後で収入があつた場合に前の期間を追納するということは現在の制度にもございます。

○沢田委員　今のコンピュータ時代に、これだ

けの人数がコンピューターに入らないなんという
ことではないので、そのあきらめたときというのは
コンピューターがなかった時代なのです。だから
今の時代には通用しないのでありまして、今はそ
こを番号で探せばさうと出てきて、あなたは何
年で幾らマイナスです、プラスですとすぐ出るわ
けですよ。一つの欄に三十人分ぐらいずつ出てく
るわけです。だから、今はそういうことが全然不
可能な時代ではない。もしそうだとすれば、あな
た方、コンピューターを知らないんだ。だから、
そういうことでコンピューターに入ればそれは
簡単に出てくるわけであるから、そういうこと
で、現在の状況において、個人個人の五年後ある
いは七年後の過不足が皆わかるようにもうできる
はずですよ。ですからぜひ採用して——どうもあ
なたが女性だから、つい強いことを言えなくなっ
てしまつて、そうでなければもう少し激しく言う
のだけれども、どうもそうも言えなくなるので困
るのだけれども、気持ちの上では相当きつちとし
た答えをもらいたい心情で物を言っているの
でありますから、そのつもりでひとつ答えてくだ
さい。

○長尾政府委員 現実には保険料額を納めていた
だいたものについての記録の管理は適正にやらせ
ていただいております。先生御指摘のよう
な形で全期間前納していただきますと、足りない
保険料を追加納付していただくわけでございま
すけれども、従来の経緯でございまして、その差額
を納めていただくということがなかなか難しくな
りまして、そうしますと、前に納めていただいた
ものを前の方に集めるという形をとらないといけ
ないわけでございますが、そうすると、どの期間
が納入されたかということによって給付の上でい
ろいろな仕組みが違ってくるといったような技術
的な面もございまして、そういう面で廃止をさ
せていただいたという経緯でございまして、なお勉
強させていただきたいと思ひます。

○沢田委員 何とか検討して採用できる方向で、
例えば私は何年度から何年度分をというふうにし

ればそれも不可能ではないだろうと思ふんですよ
ね。ですから、例えば三十歳から四十歳ぐらいは
こういうふうな年齢を挙げましたが、いわゆる四
十年の満期に達しない人の年金額というのは大体
二万円ぐらいになります。最低は一万七千円ぐ
らいになるでしょうね、三分の一ですから。そうい
うようなことになるので、そういう人たちに
そこで足りない十年分を納めて満期にするという
方法の措置は講ぜられる、考えられる、こういう
ふうに理解してよろしいですか。

○長尾政府委員 保険料の免除を受けられた方に
つきましては、十年間の追納の制度がございま
す。それから、保険料を全く納めなかったとい
う方につきましても、六十歳から六十五歳の間は任
意加入ということで、追納ではないのでございま
すが、その部分を納めていただくということはで
きるわけでございます。

○沢田委員 だから、三十歳なり、四十歳ぐらい
の人は満期にならないからその足りない分を納め
るということの方法はできますか。

○長尾政府委員 保険料の徴収の時効は二年で
ございまして、いわば被保険者であった期間に滞
納されていたものを追納するということは二年間
しかできないということでございます。ですから、
今先生のお話のように人生の半分くらいは滞
納されておられたということでございますと、今
申し上げました六十歳から六十五歳の間に五年間
加入していただけて満たせるかどうかということ
になるかと思ひます。

○沢田委員 だから、それでは金額がうんと少な
くなつてしまふのですよね、結局掛金を納められ
た期間で計算する以外にないのですから。掛金を
納めた部分の期間で計算をするということは、結
局四十年掛金を掛けるという実績がなければ四十
年に相当した年金額は保障されないのです。で
すから私が言おうとしていることは、いろいろな
事情はあるでしょう、しかし、四十年に満たした
金額が欲しい、こゝで言えば五万円を確保した
という人は——いわゆる二年の時効も実は問題

がある、苦しいときもあるだろうし、あるい
はどこかへ行つていたときもあるだろうし、いろ
んな事情があるだろうと思ふのですが、これは別
の問題にします。とにかく、いずれにしても四十
年納めることが可能な方法を講ずる、どういう理
由であるにせよ、どういうケースがあるかと、と
にかく四十年完納する道を開く努力をしてみたい
というのが今私の言っている主張なんです。
適宜、最初に納める人もあれば途中で納める人も
あつてもいいじゃないか、いろいろでございませ
ん。物価スライドの問題とか五カ年ごと
の財政再計算があるから、原則をそこに置いて物
を考へてほしい、こういうことを言つておるわけ
です。それを前向きに考へていつてもいい、
こういうふうにするのが、いかがですか。

○長尾政府委員 国民年金も社会保険の基本的な
考え方に基づきまして成り立つておりますので、
保険給付をお受けになる時点になつて保険料を逆
算してお支払いになるという、保険の言葉でい
ゆる逆選択的な仕組みは、制度としてはとり得な
いというふうに思ひます。

したがいまして、納めていただけない期間は、
例えば免除申請をしていただけて免除という期間
にしていただきますと、先ほど申し上げたような
形で十年間の追納ができるということになつてお
るわけでございます。

○沢田委員 前の方にすれば財政再計算で不安が
ある、後になれば逆算しろ、両方だめだとい
うことなんだよ。だけれども、とにかく一応そ
う人たちは今悩んでいるのです。婦人は婦人で分
けられてしまつたから、そういう人たちは悩んで
いるわけですから、そういう四十年働くことの不
可能な状況の人、あるいは四十年満たない
という人は、何らかの方法で四十年満たせる道
を見出してほしい、こういう希望が多いわけ
です。そういう道を開くようにしてほしいというのが私
の要望です。

逆算して納めるということではなく、最初
は財政再計算がわ

からないから難しい、それじゃ両方だめになつて
しまふので、そういうことじゃなくて、あとは再
計算のずれはずれとして、あるいは減額支給をす
るとか何かの方法もあるわけですから、一括納入
なりあるいは五年分短縮してまとめて納めたとい
うような場合についてはそれなりの措置を講ずる
方法を検討してください。よろしいですか。

○長尾政府委員 研究させていただきます。

○沢田委員 ようやく研究にいくまでにこれだけ
かかるのだから、実現にはなお遠い。
大部分の時間をこゝでとつてしまつたが、さつ
き聞いていた通勤手当と住宅手当。あなたも公務
員の一人であつたしやれば、そういう点はわか
りになるだろうと思ひますし、周りの部下の
人なり何かそういう立場の人がいろいろいるわ
けですね。家外距離は近いのですけれども、いろ
いろな乗りかえ、乗りかえで通つてくるとすぐ三
万円くらいになつてしまふ人もある。遠くても直
線の場合は家外安いです。そういうような例もある
し、この通勤費を掛金の算定に入れるということ
は見直す段階に來たのではないのか。それから
う一つは、住宅手当についても再検討する時期に
來たのではないか。

もし非課税の分で企業がごまかしをするとい
うならば年金額がそれだけ減るといふことになるの
であるから、それは因果応報の結果が出てくるは
ずなんです。ですから、その点はきちんとして、
昔のように脱税の方に重点を置いていゝゆる年金
の給付の方を軽く見るといふ発想ではなく、老
齡化社会を迎えていますから、これからはやはり年
金の方に重点を置いていく段階に來ています。だ
からそういう発想は転換していいのではないかと、こ
ういうふうに思ひますが、いかがですか。

○山内政府委員 先生の御指摘の点は共済の報酬
制度に関する点であらうかと思ひますのでござい
ますが、実は先生も再三援用なさいましたように、
厚生年金をやつております標準報酬の決め方がこ
の前提になつておるわけでございまして、
これは今もお話の中にございましたように、民

間企業の場合にいろいろな企業もあり、手当の種類もいろいろありますので、どうしても、どうしても一々実費弁償であるかないかを事業所ごと、個人ごとに精査してやるというのではできないというところから、少なくとも今日までの厚生年金の標準報酬は通勤手当、住宅手当も入れたものを掛金の対象にする。ただしその反面ではもちろん年金の給付額の算定にも使っていることは、今先生御指摘のとおりでございます。やはり事業主側では、いろいろな企業がございまして、保険料算定の基礎は労使の負担、事業主の負担も絡むもので、すから、どうしても厚生年金の場合は手当類を外すという原理を立てますと、そちらへやはり実質的な報酬を逃がしていくという傾向が出てくると思えますので、今後とも厚生年金の方はこの建前をとらざるを得ないと考えております。

○沢田委員 そうすると、人事院も来ています。人事院で給与の勧告をした場合に、通勤手当が標準報酬に入れば、現在六・三、国鉄なんかでいけば一〇・二、こういう一割に匹敵する部分、通勤手当の分は丸々通勤費に使ってしまつて、その一割分はほかの給与の分から差し引く、こういうことは人事院の方のいわゆる給与算定の場合の根拠に含まれているのかどうか。通勤手当を含めて取るとすれば、通勤費プラス六・三というものを加えてやらなかつたならば正確な通勤費とはならない、こういうことになりませんか。でなければ、通勤費をごまかせということですか、きせるか何かやらせて。そういうことで六・三分をごまかさなければ通勤費に見合ったものにはなっていないのですか。その辺の整合性はどうかとせようとしているのですか。これは厚生省と人事院と両方に聞きます。

○鹿児島政府委員 まず人事院からお答え申し上げたいと思いますが、私どもが給与の比較をいたします場合には、それぞれにつきまして官民の比較をいたすわけでございますけれども、その際、最終的に給与額を勧告します場合には、いわゆる公租公課の負担でありますとかあるいは掛金の負担

担でありますとか、こういうものにつきましてはそれを差し引いて計算をするというようなり方はいたしておりません。御承知のとおりでございます。

○山内政府委員 社会保険全般がそういう考え方になるかと思いますが、やはり事業主側も個人側も一定のルールで決められた掛金を負担し、その負担した額が年金給付につながるといふ点では、やはり一つのバランスがとれた考え方ではないかと思ひます。

先生がおっしゃる意味は、個々の通勤手当の額、住宅手当の額に食い込むではないかということになれば、それはその他の給与部分でやりくりをして掛金を賄うという説明をせざるを得ないかと思ひます。

○沢田委員 それは矛盾は感じませんか。例えば、あなたも通つておられるのだからけれども、公務員にはそう甘い通勤費は出ないから、最寄りの駅から最寄りの駅ということになるのだから、それで定期を買つて、だから庶民の知恵というものは、一カ月分の通勤手当から、六カ月定期を買つたり三カ月の定期を買つたりしてその差額をもうけて、もうけていると言つては悪いが差額を浮かしているのが現状かも知れません。しかし、それにしてみてもその分に年金分がプラスされることは矛盾じゃないですか。その分だけプラスされて掛金を納めるということは、通勤費でもらつていて分がマイナスになるわけですからね。その点は制度として矛盾じゃないですか。それから使用者側も、通勤費をちゃんと支弁しているのにさらにまたそれに掛金分を支弁するということは矛盾じゃないですか。

○山内政府委員 個人が公務員として矛盾を感じるかどうかは別として、やはり社会保険というものは事業主が支払う報酬に着目して負担能力を見るというルール、それからこの問題は、冒頭に申し上げましたように、非常に数多くのいろいろな種類の企業のごさいます民間の厚生年金制度ではどうしても採用せざるを得ないという前提が

ございますので、そこは率直に申しまして、共済各制度においてもそれに倣つた建前をとらざるを得ないのではないかと。他省の所管になります。私学共済、農林共済は既に厚生年金と同じような措置をとつていらつしやることもございまして、そこはやはり割り切らざるを得ないので、はいかと私自身も考えております。

○沢田委員 人事院の方は、手取りのことは関係しません、名目の支給だけが人事院の管轄範囲内で手取りの分は関知しないんだ、こういうことで勧告をしているんだというふうに理解していいのですか。

○鹿児島政府委員 ただいまお話しの問題につきましては、昨年国家公務員等共済組合法の改正の審議の際にもいろいろ議論になつたことは私どもも重々承知をいたしております。先ほど大臣の方からのお話もございましたとおり、厚生省ともいろいろお話し合いがあるようでございますから、その成り行きを見守つていきたいと思います。

○沢田委員 人事院としてどう考えるかということと聞いています。手取りは議論の対象じゃないんだ、それは税金がどう変わると、社会保障費がどうふえようと、どういう形になるかとそんなことは問題じゃない、名目支給だけが人事院の管轄の範囲だと解釈しているのかどうかということも聞いています。

○鹿児島政府委員 公租公課でございますとか掛金、これは一つの給付全体を対象として課せられるというぐあいに考えております。したがいましめて、個々にその内容を分割いたしまして、それぞれについて公租公課とか掛金、こういうものの目減りと申しますか、いわゆる考えられる減額分をどう補てんするかということは、私どもとしては考えておりません。

○沢田委員 これはまた後でやるとして、あと大蔵省の方に聞きますが、通勤費が非課税だというのはどういう意味で非課税ですか。

○保田政府委員 私は歳出の方の担当でございます

すのでなんですが、常識的に考えましてやはり実費弁償だということから課税の対象外となつてい

○沢田委員 どこにいつてもやはり矛盾は残るようですが、では、例えばさき言つたように、東武さんなり西武さんなり国鉄なりで、自分の列車を利用して乗車証を発行して出したものは有償の通勤手当と見る、こういうことですか、それともそれは別なものなんですか、どちらなんですか。

○保田政府委員 先ほど申し上げましたように実費弁償である、費用であるというふうに判断をするかどうかが多少疑問であるような気がいたします。

○沢田委員 社会保険庁の方は、それは通勤費として有価証券という形で出されているものであるから、そうすると当然みなしの収入と見て負担をする、今までの論理でいけばこういうことになり

○長尾政府委員 先ほど申し上げましたように、現物給付がいろいろな会社の実態に応じてあるわけでございますけれども、それについては公平という観点からいって全部を一応金銭に評価し直して対象に入れております。

○沢田委員 そうすると、今の表現は、そういう場合も、有価証券という言葉がいいかどうかかわかりませんが、現物支給としての現金支給と同じ種類のものである、こういうことで対応するという意味に解釈していいですね。

○長尾政府委員 そのとおりでございます。

○沢田委員 ただし、この通勤費、住宅手当については、先ほど述べたように高い家賃の家に入っている人と自前の家に入っている者の違い、それから遠くからというよりも物すごく煩雑な通勤網で通つてくる人のいわゆる通勤の収入ともえらる年金とのずれ、こういうものが職務内容以外のものとしては大変重要なアンバランスを生む材料になつておると考えます。その点は、公務員関係、共済組合関係ではそういう印象が強いのでありますが、民間はどういうふうに行つてい

て、私の言う説は公務員には当てはまると思いますが、それは厚生省はどう思いますか。

○山内政府委員 厚生省としてその問題にお答えするのはいかかと思ひますが、私も民間の厚生年金をお預かりしている立場では、給付の面でも今度は大きな意味では改正があつたわけですが、負担の面でも、比較のできるシステムはそれなりの合理性があるのではないかと考えております。

○沢田委員 あなたの言っていることは庁内の公務員の中では通用しない論理だ。恐らく赤ちやうちんかなんかに行つて、あんなばかなことをあいつは答えたけれども、とんでもない話だというふうにあなたも言われるだろうし、おまえの方が遠くの方から来ているから年金をもらうのは多くなつてしまふ、仕事はおれの方がずつとやつていゝのだというふうな議論がこれからはよいといふ出てくることになるし、あるいはそのことが恨みつらみになつていじめにもつながるかも知れない。そういうことをよく考えて厚生省としては対応してもらいたいということを要望しておきます。

○山内政府委員 続いて今度は恩給法で、五・三%の恩給改定の法案が出されております。とりあえずは物価スライドということに年金がなつておりますから、二・三%くらいの物価スライドというのが今の状況であります。この前の国会の論議の中では、少なくともこの問題については総理府としても再検討をして年金の物価スライドについては歩調をそろえよう、それでさらにいろいろ意見が出されて、賃金スライドも加味していく方法を共済年金にも採用すべきだ、あるいはする方が望ましいという附帯決議も出されているわけでありまして、この際、恩給の分が賃金スライドを適用するといふことは、一回の間違ひでは済んでいかない、この後も引き続いて同じ問題が起きてくることになると思ひますが、その点はどのように考えているわけですか。これは総理府ですね。

○鳥山説明員 ただいま先生御指摘のとおり、六

十一年度の恩給のベースアップについては従来どおり前年度の公務員給与の改善を基礎としてやらせていただいていたわけでございます。そこで、従来から私どもが重大な課題であるとして検討を続けておる問題、つまりスライドのあり方、これはただいま先生おっしゃいましたように、物価スライドに切りかえるということと検討しているというわけではございませんで、従来どおり賃金スライドでいくかあるいは他の公的年金と同様に物価スライドに移行すべきかというその検討をいたしておるわけでございます。

そこで、共済年金におきましてスライド規定が入りましたが、これが具体的に始まりますのが六十二年度からでございますので、その時点までには私もその腹固めをすべきではないかということと鋭意検討を続けていくわけでございます。

○沢田委員 そうすると、本年は従来の賃金スライドでいくけれども、一応六十二年度を目標に、どちらになるかは別問題としても、いずれにもその段階で各種年金との均衡、調整、こういうものを図っていく方向で検討していくんだ、こういう意思だということに解釈してよろしいですか。

○鳥山説明員 そのとおりでございます。

○沢田委員 続いて、まだ国共等の審議は終わつていないかどうかわかりませんが、特に今、三月末を目前にして、やめていかれる方には所得制限の問題は極めて心配の種の一つであります。これは、厚生年金とも非常に問題がある課題でありまして、共済年金関係のいわゆる所得制限、併給調整、こういうものについて若干メモったものもあるのですが、一応現在の段階にどの辺まで進んでいるのか、また発表できる中身はどの程度なのか、お答えいただきたいと思います。

○門田政府委員 ただいまお尋ねがございましたのは、退職共済年金等の受給権者が再就職して厚生年金の被保険者等となった場合のケースの話でございます。これは政令で定めるところによりまして、給与所得の高低に応じましてその退職共済年金の一部を支給停止する、こういうことにな

たしておるわけでございます。ただいま御質問がございましたように、実はこの関係は今回国共審に提出いたしましたので、御検討、御審議をいたしたところでございまして、結論は近日中に出来るかと思ひますが、まだ検討、審議の段階でございます。

ただ、せっかくのお尋ねでございますので、その大きな方向を申し上げますと、基本的には、再就職後の給与所得とそれから共済年金額の合計額が国家公務員の標準的な給与とバランスがとれるようにする必要があります。こういう観点に立ちまして、具体的には、国家公務員の標準的な給与と程度の給与と所得を得ている人につきましては年金額の二分の一を支給停止する、そうしてそれより所得が高くなる人につきましては停止率を高めて、最高停止率は百分の九十、つまり九割支給停止する、高所得者につきましてはほとんど停止してしまふ、低い方の方はもつと停止割合を低くする、こういう方向で審議が進んでおるところでございます。近日中に結論を得ることができると考えております。

○沢田委員 今、近日中ということになると、前年度所得で一応測定をするわけでありまして、前年度所得の施行を考へますと、去年はもう過ぎていくわけですね、これは暦年でいくと考へますから。そうすると六十二年の段階にもう入つちやつていくわけですから、結果的に実質的な施行は六十三年からでなければ発動しない。それまでは現行の制度が継続する、こういうふうな解釈でできるような気がいたします。この点は、まあこれはまだ決まつてないということでしょうけれども、そういう方向に物理的になるんじゃないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○門田政府委員 御指摘のとおりでございます。六十二年四月からの改正施行でございますから、この関係は六十三年度からの適用になつてまいります。こういうふうな考へております。

○沢田委員 年度と言われるが、これは暦年なのか年度ですか。これはもう一回そこを、四月一日

から翌年の三月三十一日までですか、それとも税金の申告の暦年ですか、どつちなんですか。

○門田政府委員 これは対象になりますのが一年間の所得でございますから、六十二年中の所得に基づきまして六十三年度の実行がなされるということ、暦年でございまして。

○沢田委員 暦年ですね。そうでないとなかなか把握しにくい面があるだろうと思ふのであります。

そこでもう一つは、期末手当、ボーナス、これは厚生年金から外れているということで、九万円以下、今、第二の人生をいっている人は七万とか八万の給料にしておいてボーナスで七十万出るとか百万出るとか、そして年俸は二百四十万に合せているという現実がある、現在の段階は、そういう方向については承知していただけますか。

○山内政府委員 端的なデータとしてはちよつと把握したものはございません。

○沢田委員 考へ方としてそういうことが通常厚生年金の中では行われる要因を持つておるし、また当然、勤める人も六十四歳まで年金ゼロになつちやうのでありますから、結果的にはその制限額以下で通常月給を支給して、そして通勤手当まで掛けることなんかしないで、それだつたらボーナスで把握する方が逆に妥当じゃないかとさへ私には考へておられるわけですか。

○山内政府委員 確かにボーナスの問題、国際的に比較しますと我が国固有の面もあるようでございますが、やはり中長期の課題としては、むしろ、先ほど言いました、ボーナスを社会保険がどうつかまえるかということが懸案になつてくるだろうと思つております。

○沢田委員 つかまえ方と言つけれども、源泉徴収票を出すんですから、これはつかまえ方も何もないので、全部はつきりわかるんじゃないんですか。脱税している期末手当というのは余り聞かないですがね。

○山内政府委員 つかまえるという言葉は捕捉という意味ではございまして、社会保険料の対象に制度的にどう取り入れるかというところは課題になるだろうというふうに申し上げたわけでございします。

○沢田委員 今言ったような総合所得制というものの視点を置いていくことが社会保険制度の物の考え方の中では妥当性が無い、そういう根拠はどこにあるんですか。

○山内政府委員 妥当性が無いというよりも、やはり本来的なポータスそのものは、業績によつて出るといふ意味で、恒常性が無いものでございします。それから、いろいろな企業の中にはもちろんポータスの出方の多いところ、少ないところもある点がございしますが、一般的な生活慣習の中で、そこまで年金掛金の対象にするとは、国民生活の感情があらうかと思ひますので、まだそこまで踏み切つていないということでございます。

○沢田委員 そこで今度は、国家公務員なり共済組合の方は、聞くところによれば、これを、今言われた数字は年間の総収入である、少なくとも給与であり総収入であり、そういうものによつて分別していく、こういう物の発想だといふふうに聞き及んでおりますが、そう解釈してよろしゅうございしますか。

○門田政府委員 先生おっしゃいましたように、従来この年金の世界では、毎月の給与等、こういうものを中心にいたしまして掛金を取り、年金額を算定しておつた、こういう実態があるわけでございしますが、今おっしゃいました総収入制といひますか、これも確かに一つの観点であるといふふうに思ひます。外国の文献等見ましても、そういう考え方も大いにあり得るわけでございします。ただ、現実にもう我が国の場合にはいつていない、こういうことでございます。

ただいまの私どもの所得制限の方の話は、これはやはり生活実態といひますか、そういったものから見て、現役の年金掛金を負担する公務員等

と、それから年金を受給する方が第二の職場で同時に所得も得ているその生活実態、この実態のバランスが必要ではないか、こういう観点に立つておりますので、おっしゃいますように今言われた言葉では、いわば総収入あるいは少なくとも所得、こういった考え方がなつておりました、毎月毎月の給与等という考え方はつていないわけでございします。そこは確かに御指摘のとおりでございます。

○沢田委員 では、これはまだ未定の問題もございします。これ以上追ひ詰めて聞いていきましてもいろいろ問題があるだろうと思ひますし、時間も迫つておりますので、その辺で終わります。最後にまた一番当初の問題に戻りまして、これはお願いをするわけですが、国民年金の六十一年度の想定というものは計算できるのかどうか。そして、国民年金の積立金残は現在二兆七千億ぐらいだと思ひました。そのぐらいありますけれども、六十一年度については、新規裁定分がこれぐらいと五千億ぐらい入つてくるわけであります。それが出たと仮定して、六十一年度の想定であるいは財政再計算をする五年後の想定、そういうものを考えることは可能だと思ひます。今の中期経済計画を参照すれば不可能ではない。私でもつくればつくるといふような気もしますが、あなた方が専門家なんだから、来年、そしてこの五年後はどうなるのか、その表は出していただけますか。

○長尾政府委員 特別会計のいわゆる勘定収支という形で、社会保険庁のそれぞれのいわば事務ベースに乗りました形で収支状況につきましまして、来年度の状況について、このぐらいの細かさという意味でございしますが、お出しすることは困難でございます。

将来基礎年金の給付費がどういう形で動いていくのかという点につきましては、先生も先ほど御質問がございましたように、今回の全体の改正の際に、基礎年金給付費の将来見通しを改正法に乘

りましてお示しをいたしておりますので、その観点で、例えば六十五年度において基礎年金給付費が現在の価格でどれぐらいの規模になるかということも申し上げられるということでございます。

○沢田委員 では、それは後でひとつ書類で御提出をお願いしたい、こういうふうな思ひます。最後にございまして、国鉄の年金の一〇％を抑えてあります問題について、恩給が五・三％賃金スライドすることになりますと、今までに大体九％か七％程度までは抑えられてきたということになります。いわゆる旧制度の抑えてある分、ほぼ一〇％の制圧といひますか、いわゆる最後の号俸でやつていた部分を一年分にならすというやつの一〇％部分は復活をする段階に來たといふふうに解釈してよろしゅうございしますか、ほぼそういう段階に來たと。

○門田政府委員 国鉄共済の職員の話でございますが、お話にありましたように、既裁定者は一〇％程度の水準に落ちるところまでスライドの停止をされる、それから四月以降の新規裁定者は、いわゆるみなし従前額という制度はありませんかわりにスライド停止ということもなくて、通常どおりスライドはされる、こういうバランスになつております。そうして、実際のこの改正の影響というのは数％程度にとどまるということであれば、おのずからその辺はバランスがまあまあ落ちついておるのではなからうか、こういう考えに立つておるわけではございまして、スライドがこれを機会になくなるのかどうかという点につきましまして、これは既裁定の話でございますから、やはりスライド停止というものは当初の方向どおり継続される、こういうことでございます。

○沢田委員 若干問題があるし不満もあります、時間の関係で終わらしていただきます。

○小泉委員長 坂口力君。

○坂口委員 きょうはひとつ政務次官にしっかりと聞きさせていたがたいと思ひます。

答弁をしてもう方はそう言つては失礼でございしますけれども、聞きます方は、予算委員会の方

に一軍は全部行つてしまひまして、二軍とは申しませんが一軍半でございする質問をさせていただきます。ひとつ十分な答弁をお願い申し上げます。

できる限り話は大きい話でしつたいと思ひますが、今も沢田先生のお話で、私さらに聞きたいと思つておりましたことの議論がございしたので、それは飛ばさせていただきます、進みたいと思ひます。

国民年金制度は、昨年改正をされました基礎年金部分に相当することになつたわけでございします。この国民年金制度というのは、厚生省の方にお聞きをしたいと思ふのですが、国民年金制度としてこのまま育成をされていくおつもりなのか、それとも、国民年金制度というのとはもう年金の一元化の中で基礎年金部分になるんだから、できる限り縮小をしていきたいというお気持ちなのか、その辺をひとつ先にちよつとお聞きしたい。

○山内政府委員 端的に申しまして国民年金、特に一号被保険者と申しております自営業の方々の年金としては、これは大いに育成しなければならぬ制度といふふうに考えております。

○坂口委員 例えば国民年金に現在入つておみえになります人の中にも、将来また厚生年金の方に移行する人もあるし、また逆の場合も個人個人ではあるわけですが、その個人ではなくて、例えばグループに入つておみえになる方がありますね。例を挙げますと、例えば理容組合なら理容組合という一つの組合がありますね。そして理容組合は、組合として年金だとかあるいは医療保険だとかを一律にひとつやつていこうというふうな足並みをそろえておみえになります。

私が今例として挙げました理容組合が本当に強固なものかどうか、それは私はちよつとわかりません。一例として挙げたわけですが、そういうグループがあつて、そして皆さん方が検討されて、このグループは非常にしつかりしている、これは一つの企業ではないけれども一つの企業にみなし得るだけのしつかりしたものであるというふうな

ことになってまいりました場合に、それは厚生年金の加入者として将来扱うことができるのかどうか。その点どうですか。

○山内政府委員 今の例をお挙げになりました同じような業態の方、しかし経営の実態は自営業の方でございまして、厚生年金の適用を考えますと、やはり保険料負担は事業主分を持つという制度があれば可能かと思いますが、今のところ端的には、被用者年金の仕組みである厚生年金に取り込むことは、ややというか、かなり難しい問題じやないかと思っております。

○坂口委員 例えば、理容組合なら理容組合を例に挙げましたが、理容組合が組合費として一定限度の額を集められる。そしてそれとは別に、年金なら年金の額も集められるということになって、その使用者側の分も組合で出しますよ、それは。個人も出すが、しかし、いわゆる会社としての出し分はその組合で出しますよというふうになりましたときに、厚生省の方で、どんな組合でもそれはいいというわけにはいかないと思えますけれども、これは結構です、この組合ならば会社並みにみなして大丈夫だということであればそれはなるのかどうかということをお聞きしたい。

○山内政府委員 立法論の前提に立ちました、何と申しますか、一つ理論の問題としてはあり得ると思いますが、やはり現在の国民年金と厚生年金の違いに着目しますと、例えば、端的に言えばどの程度の標準報酬の稼働者と見るとか考えますと、非常に難しいと思えます。

それから、先ほど私は基本的に一号被保険者に着目した国民年金は育成しなければならぬと申しましたが、実はそれにはいろいろ問題があるからこそ、あえて言葉を強めて育成しなければならぬと申し上げたつもりでございまして。厚生年金の場合は、厚年の基金というような制度もございましてけれども、やはり一定の数の従業員が集まればその人的要請も大体十年単位で承継するということが保証されるわけですが、先生が今おっしゃったような例、確かに現時点で自営業者

の生産活動としては非常に信頼度の高いグループがあると思いますが、それが果たして厚生年金適用事業所のように三十年、四十年、もっと長い時間単位で継続性のあるものと判断できるかどうかになると、やはりかなり難しい点が出てくるのではないかと思います。

○坂口委員 例えば会社でも、五、六人の会社でも厚生年金に最近はいれますね。私も一つ会社でございましてけれども、従業員五人でございましてけれども厚生年金に入っているわけではございません。そんな小さな会社のことを思いまして、しっかりと組合であればその方が私はがっちりしておるようにも思うのです。

そういたしますと、会社であればできるのならば、そういう同業種、あるいは異業種もあるかも知れませんが、この集まりもそれは認めてもいいのではないかな。例えば医療保険の場合に、組合健保なんかに入っているだけ幅を広げて入れていこうというふうな動きがございまして、そういうことが年金にもあつてもいいのではないかなというふうな気がするわけでありまして。

と申しますのは、国民年金には基礎年金部分だけで比例年金部分がありません。ですから、国民年金に入っておみえになる皆さんの中にも、将来これでは少な過ぎる、何とかして厚生年金並みの年金にならないだろうかと思つてみえる方がたくさんあるわけですね。その人たちは、掛金は私たちが当然掛けます、会社側が出す分も負担しろと言われれば負担いたします、そうしたらそういう年金になりませんかという御意見はかなりあるわけですね。しかし、現在の制度ではそういうことは不可能になつておるわけですね。その人たちに對して将来どうするか。

ですから、厚生年金並みに二階の部分を将来国民年金にもつくりまして、こういうことならばそれは一つの方法だと思つて。前回の年金の議論のときにもその意見は出しましたし、まして厚生年金や国民年金の統合の社会労働委員会におきましてはそういう意見は随分たくさん出ただろうと

思うのですが、改めてもう一遍お聞きをしておきまされども、その将来の方向性というのがあるかどうか。いや、今はないけれども近いうちにそれはやろうとしているのだということならば、それも一つの方法ではないかと思うのです。

初めに伺いましたように、国民年金制度というものを育成をしていく、これはどうしてもしなければならぬということであれば、そういうふうな国民年金そのものの内容も高めていかなければならぬ。そうではなくて、これは基礎年金だけの部分であつて、国民年金はそう拡大はしていかないのだということであるならば、先ほど申しましたようにそういうグループ、グループに對しても厚生年金に入る道もひとつ考えていかなければならぬし、そうならば二階建てはそうつくつていく必要もないし、こういうことになるのではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○山内政府委員 確かに前回国民年金法等の一部改正をお願いいたしましたときに、わざわざ附則におきまして、将来の問題として国民年金の所得比例制の導入について検討するようにというところは国会の御意思でもあるわけではございません。

結論的に、私も今御指摘のようなことも確かに考える場合の一つの方法だろうと思ひますが、所得比例型の保険料を導入することの問題点は、これはたびたび申し上げていることではございますので繰り返しません、どういう段階をつくり、またどういう方に強制的に所得比例部分をお願いをするかという問題では、かえつて非常に難しい問題もございまして。

そんなことで、率直に申しまして我々は、こういう形の議論がなければ私が冒頭に申しました国民年金を将来にわたつて育成するということの裏づけがないことではございまして、このことは十分検討の項目にしたいのでございまして、一言だけつけ加えさせていただきますと、先ほどの議論にもございまして、国民年金の加入者にはもう一つの面もございまして、やはり四十年の全

期間にわたつてなかなか稼働収入が保証できないという面もございまして。

そんなことで、私は先生の御提案に、厚生年金に加入するという道にちよつとちゅうちよを感じますのは、率直に申しますと、国民年金というグループの中でそういう方だけを厚生年金にいわば取り込む形をとつていきますと、果たしてその他の一号被保険者の方の年金としてどういう設計をしていけばいいのかということが非常に念頭にあつたものですから消極的な言い方をいたしましたがおつしやるように国民年金のあり方を育成するという前提では考えなければいかぬ一つの眼目だと思つております。

○熊川政府委員 ただいまの坂口委員の御意見は非常に示唆に富むものではないかと私は思つております。年金制度が一階部分といふゆる基礎年金だけになしに、いわゆる二階部分とか階層を重ねるにいつても、なるべく同質化の方向を目指すことがやはり理想ではないかと思つております。

ただ、御指摘いただきました特殊の業界というふうなもの、会社のように法的に強固な組織が規制されているもの、そしてまた雇い主と従業員との関係のように、報酬あるいは身分などについても強い法的保障、こういうものが形成されれば、そのような社会的実態になれば、むしろそのように近く、厚生年金に準じるような扱いをしていかなければ年金の本来の制度に矛盾しないかなと思ひますが、各種の特殊な組合、クリーニングとかいろいろありますが、そういうものはそこま

でいつていない組合が相当多いかと思ひますので、そのような組合を充実させる側面と、充実した場合においては御指摘のようなものを導入するという方向に行政上も鋭意指導し、そうなた場合合には厚生年金と同じように扱うのが理想ではないか、こんなふうな、検討に値する非常に感銘深い御意見ではないかと思つております。

○坂口委員 御質問いただきましたことにありますので、例えば弁護士会あたりはどうなのではないか。

○熊川政府委員 弁護士会は一人でやっている独自性の強い方が割合いて、団体としての拘束力というのは案外少ないのです。したがって、年金でも、弁護士とか税理士さんは国民年金の方が割合多いのが実態でございます。

○坂口委員 先ほど厚生省の方から所得比例部分の強制というお話がございましたが、これは強制にしなければいけないのですか。

例え今お話をありましたように国民年金部分の中で、弁護士さんが、僕は五万円ぐらいの年金は要らないと言う人もあるでしょう。けれども、中には五万円では心もとないからこの所得比例部分が欲しいという人もある。その人たちに選択をさせるということはできませんか、全部が全部強制的に所得比例部分に入れないのでは。

○山内政府委員 ある意味ではそれが公的年金の基本的な点でございます。確かに申し上げるように、現時点で自分はこのように入っておきたい、自分は普通の基礎年金でいいということは成り立つように受け取られやすいのでございますが、これが四十年先あるいは年金をもらう四十五年先になつて約束された給付をもらうためには、先ほど議論がございました被用者年金からの拠出金も含めてその時点で加入者から財源をいただけかといけないうえでございます。そういう意味で、私が強制と言いました意味は、何かある時点で選択して一定の保険料を払っておけばその運用収益ですべて自分の老後の年金が支払われるという計算ではございませんために、国民年金でも所得比例保険料を導入するならば、何万円以上の所得がある人はやはり今後とも続けて負担していただかないと財政再計算ができないという点が基本なのでございます。

○坂口委員 それはわかります。ひとつ御検討ください。お願いします。

次に、二十四日からでございますか、公定歩合が引き下げられることになりました。そういたしますと、今までの例から申しますと資金運用部資金への預託金利も当然引き下げということになるの

であらうと思います。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席)
厚生省の方はできるだけそのままおいてほしいという気持ちもあるかもしれませんが、そうもいかなければいけないかと思ひます。これは今度六・八でございましたのが今度はどのくらいになりますか。六・三ですか。

○窪田政府委員 十九日、一昨日の資金運用審議会、二月二十四日から〇・五%引き下げ、六・三にさせていただきますように御承認をいただいたところでございます。

○坂口委員 年金資金の運用の問題につきまして、私何度か申し上げて理財局長さんに大変御迷惑をかけているわけでございますけれども、資金運用部への預託金利が下がりますと、当然のことながら国民年金の将来の計算にも響いてくるわけでございます。公定歩合がこれからどんな経緯でどうしていくか、ことしの後半あるいは夏ごろにでももとへ戻ってくるのかという点では夏ごろにないわけでありまして、現在のようない状態が続いたと仮定して六・三で続いているわけにないなら、今までの計算とこの新しい事態の計算と一体どう変わるのか。最初の計算は六・八でされておりましたか、それとも七・〇ぐらいでされておりましたのか、それもお答えいただきたいと思いますし、新しい事態で今後これがずっと続くと仮定いたしました場合に、一体どんなことになるのか。○山内政府委員 端的に申しまして、現時点での私どもの年金の将来に対する見通しは、七%の運用利回りももちろん計算しておりますが、六・五の場合あるいは七より高い場合という幾つかのモデルを想定しております。

ただ、この問題は、給付の方が将来どのくらいのスライド率で上がっていくかにも絡むものですから、七%の運用利回り、給付の方は少なくとも五年ごとには五%ずつ上がっていくという計算をしております。そういう意味で、先生の前提とされましたこ

ういう預託金利の状態が非常に長く続くという事態は、私どもはある意味では給付水準のアップ率にも一つの違った見方をする必要が出てくるものではないかと思ひますので、率直なところ六・三になつた場合の計算はしております。私どもとしては、これは政府部内でまいたるの相談しなければいけないことではございますが、何らかの方法で年金資金が少しでも有利な利回りになるようにということも期待しつつ、また、今申しましたように年金の給付率を将来どういう長期見通しを立てればいいのかも考えながら対処していかなければいけない、ある意味では深刻な問題だと考えております。

ちなみに申し上げますと、現時点では確かに新しく預託金利が〇・五下がるわけでございますが、今までのところは厚生年金の五十兆近い年金積み立ての運用利率が七を超えた運用が続いておりますので、すぐに急激な預託金利の減少要素が出てくることはないと一応考えております。

○坂口委員 これは理財局長さんの方に御聞き方がいのかもしませんが、今資金運用の問題を何度かやっておりますが、景気の動向によりまして預託金利もかなり上下させなければならぬわけでございますが、こういうふうになつてくることは間違いないと思ひます。年金に對しましては国庫補助もございまして、年金に對しましては国庫補助もございまして、少なくとも年金については一括運用をしなければならぬというお立場を貫かれますのであれば、金利の低下分については、大蔵省の方で年金に對するお金を出す場合にその分だけ上乗せすることとができるのであろうか。それが一つのルールとしてできれば、率直に申しまして利子運用の問題をこれほどやかましく言う必要はないのです。やかましく言いますのは、その辺のことがあるものですから言うわけなのです。預託金利だけではなく、もう少し高い金利で見ただけのものが上乗せされればそれにこしたことはないわけでありませんが、そんな議論は皆さんの方では出ていないの

でしょうか。

○窪田政府委員 年金の積立金が将来の給付に關係する重要な財源であることはよく認識をいたしておりますが、預託金利も金利でございます以上、全体の金利水準の大きな変化に合わせて調整していかなざるを得ない、これはやむを得ないことであらうと思ひます。

その場合、年金の財政がどうなるかということとはまた年金の収支計算の問題としてあるわけでございますが、十年ほど前、私が主計官をしておりましたときは、予定利率は例えば五%ぐらいでやっていた時代もございましたし、やはりそのときと金の金利水準を反映して計算をせざるを得ないのでございまして、その金利が下がった分を国庫で補てんするというようなことは難しいのではないかと思ひます。

○坂口委員 政務次官、年金の財政につきましてはいろいろ議論があるわけなんです、できればもう年金の財源は目的税か何か、年金税あるいは福祉税という名前でもいいけれども、主に税金にしてしまつたらどうかという意見もあるのですよ。今のよう、保険料として出していたら、そしてそれはもう一括運用だということと運用されていくということになれば、なかなか自主運用というのにもまならない。そうすると、せっかく皆さん方から保険料として出していたが、それから十分に運用ができないということであるならば、もうそれでは目的税にしてしまつたらどうか、福祉税にしてしまつたらどうかという意見も中にはあるわけなんです。

これは大きな問題でして、政務次官、ここでどういうふうに言われたら後でどうのこうの言うようなことはもちろんいたしません、自由に発言をしていただいて、一致すればよし、一致しなくてもよし、ひとつ自由に発言をしていただきたいと思います。

○熊川政府委員 お答えいたします。ただいまの御意見も確かに一つの将来を見きわめるについての重要な御意見だと思ひますが、御

案内のとおり、目的税というようなものは固定化されてその目的に拘束される、こういうものであると同時に、今の基金の方法、給付の方法、特に今回お世話になり審議を仰いでおりますこの基礎年金を導入したところの新しい勘定をつくりまして、クリーンにして、入ってくるのもまた出ていくのも明確にしているというところであれば、現段階においてはこの程度でしばらく様子を見させていただくというのがあるがたいなと思っております。

○坂口委員 それはその程度にしておきます。

もう一つ、国鉄のお話。これは皆さん方の方に言っていないのですけれども、国鉄の共済年金が非常に大きな赤字を抱えたままであるわけで、これの救済をどういう形でしらいいかということ、それは共済グループの中でだけやるべきなのか、あるいは厚生年金まで広げてくることなのか、そして少なくともこの数年の間は国の方が見るということ、この前も決着がついたわけですが、これも、それだけではなくて、各年金間の助け合いというのはいかにいいかというのが、この前の共済年金のときの一つの宿題であったわけでありました。

それから多少月日がたつたわけですが、それ以後、この国鉄共済の問題についての前進があるのかどうか。ありましたら、それについてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○門田政府委員 どうも私の守備範囲だという感じがございせんが、お答え申し上げます。

昨年の臨時国会の御審議をちょうどいしました際に、政府統一見解ということで六十四年度までの考え方、六十五年度以降の考え方、こういうものを御披露したわけですが、六十四年度までは国鉄の経営形態等の動向を踏まえて、国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにしていく、六十五年度以降につきましては、その後速やかに対策を講じて支払いの維持ができるようにいたします。

○坂口委員 それはその程度にしておきます。

もう一つ、国鉄のお話。これは皆さん方の方に言っていないのですけれども、国鉄の共済年金が非常に大きな赤字を抱えたままであるわけで、これの救済をどういう形でしらいいかということ、それは共済グループの中でだけやるべきなのか、あるいは厚生年金まで広げてくることなのか、そして少なくともこの数年の間は国の方が見るということ、この前も決着がついたわけですが、これも、それだけではなくて、各年金間の助け合いというのはいかにいいかというのが、この前の共済年金のときの一つの宿題であったわけでありました。

○門田政府委員 どうも私の守備範囲だという感じがございせんが、お答え申し上げます。

昨年の臨時国会の御審議をちょうどいしました際に、政府統一見解ということで六十四年度までの考え方、六十五年度以降の考え方、こういうものを御披露したわけですが、六十四年度までは国鉄の経営形態等の動向を踏まえて、国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにしていく、六十五年度以降につきましては、その後速やかに対策を講じて支払いの維持ができるようにいたします。

○坂口委員 それはその程度にしておきます。

もう一つ、国鉄のお話。これは皆さん方の方に言っていないのですけれども、国鉄の共済年金が非常に大きな赤字を抱えたままであるわけで、これの救済をどういう形でしらいいかということ、それは共済グループの中でだけやるべきなのか、あるいは厚生年金まで広げてくることなのか、そして少なくともこの数年の間は国の方が見るということ、この前も決着がついたわけですが、これも、それだけではなくて、各年金間の助け合いというのはいかにいいかというのが、この前の共済年金のときの一つの宿題であったわけでありました。

○門田政府委員 どうも私の守備範囲だという感じがございせんが、お答え申し上げます。

昨年の臨時国会の御審議をちょうどいしました際に、政府統一見解ということで六十四年度までの考え方、六十五年度以降の考え方、こういうものを御披露したわけですが、六十四年度までは国鉄の経営形態等の動向を踏まえて、国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにしていく、六十五年度以降につきましては、その後速やかに対策を講じて支払いの維持ができるようにいたします。

○坂口委員 それはその程度にしておきます。

もう一つ、国鉄のお話。これは皆さん方の方に言っていないのですけれども、国鉄の共済年金が非常に大きな赤字を抱えたままであるわけで、これの救済をどういう形でしらいいかということ、それは共済グループの中でだけやるべきなのか、あるいは厚生年金まで広げてくることなのか、そして少なくともこの数年の間は国の方が見るということ、この前も決着がついたわけですが、これも、それだけではなくて、各年金間の助け合いというのはいかにいいかというのが、この前の共済年金のときの一つの宿題であったわけでありました。

○門田政府委員 どうも私の守備範囲だという感じがございせんが、お答え申し上げます。

昨年の臨時国会の御審議をちょうどいしました際に、政府統一見解ということで六十四年度までの考え方、六十五年度以降の考え方、こういうものを御披露したわけですが、六十四年度までは国鉄の経営形態等の動向を踏まえて、国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにしていく、六十五年度以降につきましては、その後速やかに対策を講じて支払いの維持ができるようにいたします。

○坂口委員 それはその程度にしておきます。

もう一つ、国鉄のお話。これは皆さん方の方に言っていないのですけれども、国鉄の共済年金が非常に大きな赤字を抱えたままであるわけで、これの救済をどういう形でしらいいかということ、それは共済グループの中でだけやるべきなのか、あるいは厚生年金まで広げてくることなのか、そして少なくともこの数年の間は国の方が見るということ、この前も決着がついたわけですが、これも、それだけではなくて、各年金間の助け合いというのはいかにいいかというのが、この前の共済年金のときの一つの宿題であったわけでありました。

○門田政府委員 どうも私の守備範囲だという感じがございせんが、お答え申し上げます。

昨年の臨時国会の御審議をちょうどいしました際に、政府統一見解ということで六十四年度までの考え方、六十五年度以降の考え方、こういうものを御披露したわけですが、六十四年度までは国鉄の経営形態等の動向を踏まえて、国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加えて支払いに支障のないようにしていく、六十五年度以降につきましては、その後速やかに対策を講じて支払いの維持ができるようにいたします。

は、円高の影響等によりまして弱含み基調でございます。また小規模企業についてもほぼ同様な動きとなっております。小規模企業の状況は厳しものがあります。小規模企業、特に製造業の最近の動向を個別の景況指数、DIIと言っておりますが、そういうもので見ますと大体的なようになるとは思います。

まず、売り上げでございますが、六十一年の下期に入りまして急速に悪化しております。景況感も次第に厳しくなっております。経常利益等は次第に悪化しております。雇用の面では大きな変化はございません。それから資金繰りも大きな変化はございません。悪化企業の割合が好転企業の割合を上回っている、そういう状況になっております。

○義輪委員 中小企業と一口に言ってもいろいろあると思うのですが、その中で特に零細企業については顕著な御判断ございますか。

○新聞説明員 御説明いたします。

先ほどちょっとお話ししましたように、中小企業の中でも小規模企業の状況は一般的には厳しいものがあるということだと思っております。

○義輪委員 社会保険庁にお尋ねいたしますが、昨年九月、健康保険、それから厚生年金保険適用状況調査というのをなさったと思っておりますけれども、その結果わかったことをお教えいただきたいと思っております。

○長尾政府委員 今、調査の集計と解析作業を進めておるところでございますが、主要項目につきましての速報値をお答えさせていただきます。

未適用事業所のうち、常雇の者五人以上の事業所数は六万三百事業所、常雇者数は七十六万五千人、常雇五人未満の事業所数は十九万八千四百事業所、常雇者数は五十九万九千人というところでございます。その合計数といたしましては、事業所数二十五万八千七百事業所、常雇者数二百二十六万一千四百人というふうに推計いたしております。

○義輪委員 未適用事業所が大変たくさんあるということが明らかになっているわけですね。

も、これからそれを適用していくという作業も、非常に困難をきわめるのではないかとこのように思っています。

特に零細企業にとつてはさまざまな負担ということがどの様な結果をもたらすのかという点についても疑問がありますが、幾つかお尋ねしたいと思っております。例えば平均標準報酬月額が二十万円の労働者を三人雇用した場合、企業主の負担は一体幾らになるのか、年当たりでお答えいただきたいし、また、医療保険なども同時に払う場合には一体幾らになるのか、あわせてお答えいただきたいと思っております。

○長尾政府委員 今先生がお話しになりました月収二十万円の者の負担増でございますが、一応全部男性ということで、通常のボーナスが支払われているという前提で計算をさせていただきますと、厚生年金の保険料額は四十四万六千四百円でございます。健康保険は三十四万七千七百円でございます。合計といたしまして七十五万一千一百十円ということでございます。

○義輪委員 この際、ちよつとお尋ねしておきたいと思っております。医療保険も、五人未満の事業所等について国保から健康保険に転入するという方向が厚生省で示されているというふうに向つておりますが、その点はいかがでしょうか。

○長尾政府委員 これは、先回の改正、健康保険法の改正法におきましてそのような法律改正がなされておりました。年金と健保と同時実施ということでございます。

○義輪委員 そうしますと、新たに先ほど私が申し上げました条件で支払いをするということになれば、その事業主は年七十五万一千一百十円の余分の出費を、余分の出費という事で変えなければ、新たな出費を強いられるというふうに理解してよろしいわけですね。

(中西) 啓 委員長代理退席、委員長着席

○長尾政府委員 事業主の方といたしましては、そのようなことになるかと思っております。

○義輪委員 零細企業にとつては、これだけの負担

担というのは非常に大変なことだろうと私は思うわけですね。現に私がいろいろと業者の方々からお話を伺いまして、そういう点についての新たな負担というのは営業にも重大な支障をもたらすという声も上がっているわけですね。厚生省と中小企業庁で、このような零細企業についてどうした新たな負担をもたらす措置を実施するに当たつたどのような協議が行われたのか、それぞれお答えいただきたいと思っております。

○長尾政府委員 今回の適用拡大に際しましては、年金の場合には政府提案で改正が行われておりますが、国会提出に際しまして、中小企業庁に對しまして適用拡大の考え方等につきまして十分御説明をいたしまして、御理解をいただいたと思っております。その際、社会保険庁からは、今回の適用拡大が国会等の決議によりまして今後の年金の大きな課題というふうな御指摘をいただいております。また、法人に絞つた理由、具体的な適用拡大の方法等につきまして説明を行ひまして、中小企業庁さんからは、状況を見ながら段階的に実施されるということを踏まえた上で、新たに発生する事業主の事務が中小企業の事業活動に支障を与えないような配慮をしろ、それから、具体的な実施については商工会議所等と緊密な連携をとりながら進めるということについて、私どもに御注文をいただいたというふうなことであります。

○新聞説明員 御説明いたします。

五人未満の事業所等の適用拡大の問題に關しましては、この改正法案の国会提出に際しまして、社会保険庁とその内容につき協議を行ったところでございます。

その結果としまして、五人未満の事業所等への適用につきましては、企業の負担をもたらすことのないようその状況を見ながら段階的に適用するものとされておりますので、そういうことを踏まえまして、その内容につきまして了解をしたところでございます。

なお、残る問題としまして、適用拡大に伴います事業主の事務が小規模企業の事業活動に支障を

与えないように十分配慮を行う必要があると考えたことから、その旨の意見を申し上げたところでございます。

○義輪委員 中小企業が置かれている状況から見ると、このような新たな負担というのが、段階的に行われるということはあるにいたしまして、個別企業にとつては大変な問題であるという指摘もあるわけですが、その点について、今後法人ではなく個人にまでこの適用拡大を図るというものが将来の方向として示されているわけですね。社会保険庁としては、こうした方向を進めていくに当たりまして、五人未満の未適用法人について、例えば六十二年、六十三年という段階で大体全体としての程度の実効性を見込んでおられるのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○長尾政府委員 今回の五人未満事業所等への適用拡大は年次計画をもつて実施をいたすということにいたしておりますが、まず最初に、法人である五人以上の業種によりまして未適用業種につきましては適用を開始したいと思っております。その次が本来の、法人等の五人未満事業所でございますが、これを段階的に実施する方法につきましては現在まだ決定をいたしておりませんが、い

わば規模別に考えていくということを考えておるわけでございます。

法律の御趣旨は、法人の五人未満事業所については一〇〇%適用できるように実施をしろということであると思ひますし、私どももいたしましては、できる限りその方向で努力をさせていただきますと思ひます。

○義輪委員 努力はもちろんでございますけれども、実際にどの程度のところの見込みが今の段階ではお答えいただけなかったわけですが、現状を考えてみますと、非常に困難が予想されると私は思ひます。

そこで、零細な企業に対して法律の適用に当たつて、事実上困難な場合、もしそれが支払われなかった場合は、例えば罰則規定を適用するなど

いろいろな強硬なことは決してしてはならないだろうというふうに思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○長尾政府委員 この点は、五人未満事業所を強制的に適用していくことの問題点という御指摘であるかと思いますが、今回、五人未満事業所等につきまして適用拡大するというような御決定がありました趣旨は、やはり被用者は被用者保険の体系でカバーして年金の保障を考えていくということが基本であるという御決定であつたというふうに思います。先生は、確かに事業主の方の負担が重くなるという点の御指摘をいたしておられますし、それはまことにごもっともだと思つたのでございますが、一方、被用者の方々にしますと、個々の方々の年金の保障ということも大きな、私どもとして守っていかなくてはならない権利であると思うのでございます。そういう意味では、法律の趣旨に沿ひまして事業主の方に御協力をいただくという方向で私どもとしては事務を執行させていただきますというふうに思います。

○養老委員 もちろん、被用者の方々にしてこの適用拡大が向上につながることは私どもも当然認めた上で、あえて中小零細業者の困難について問題を指摘したわけですので、その点を御理解いただきたいと思ひます。

続いて、今回のこの法律ですけれども、実は従来と方向が変わつて基礎年金勘定というものが設けられたわけです。そして、この基礎年金勘定において過不足問題を調整することになつておるわけですから、そういうしますと、今後の年金の運用に従つて支払いに困難を来した場合にこの会計において独自に借入金を行うなどということになるわけですが、結局のところ、最後はこれが保険料の引き上げという形で国民にはね返ってくるのではないかとこの法案の改正の中で重要な問題点であらうというふうに思ひます。従来的一般会計での措置と違つて、こうした新しい勘定独自で借入金制度を設けるということは非常に問題があるというふうに私どもは考

え、これが保険料の引き上げということに即つたがるという懸念の中で、そういう心配は果たしてないのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思ひます。

○長尾政府委員 基礎年金勘定の財政は、各制度に加入しておられます被保険者、組合員の方のいわば頭割りで、今回の予算で申し上げますと全体としてその五兆円の規模のものを頭割りで平等に御負担していただく、いわゆる賦課方式的な財政設計をとっております。したがひまして、これは財政の収支のバランスを一年で一応とるわけでございますが、先生御指摘のように、見込みました頭割りの方がおられないで収入と支出のバランスが崩れるということは摩摺的な意味ではございすが、例えば二年間でその部分の調整をするという形で私どもとしては処理をいたしますので、本来この会計が何か長期に借入金をするというような設計にはなっておりません。

○養老委員 そうしますと、こうした基礎年金勘定を新たに設けたことによつて将来その基礎年金勘定の破綻などもたらされて、それが結局保険料の引き上げということには絶対にならないと断言されるわけですか。

○長尾政府委員 基礎年金勘定は、基礎年金の給付費が将来ふえてまいりますので、いわばお年寄りが一日以降の期間にかかまるものでございまして、当然各制度ともその期間が受給者の中でふえてまいりますので、給付としてはふえてまいります。そのふえてまいりました各年度に予想されます総給付費を今申し上げた意味で頭割りで負担をしていただくという仕組みでございします。ですから、頭割りの額自体は今の給付費がふえますに従ひましてふえるという要素はあるのでございまして、その点は御理解いただきたいと思ひます。○養老委員 今のお話を伺つておきますと、結局のところ、その基礎年金勘定自体の問題というところではなくて、支払われる方の部分で保険料の引き上げを招くということはある得る、そのように

承りましたけれどもよろしいのでしょうか。

○長尾政府委員 今回の改正の際に国民年金、厚生年金いずれも将来の財政見通しをお示しいたしておりますが、それぞれある一定の経緯を持ちまして保険料の上昇ということも予定されております。その際基礎年金の部分については負担金がふえていくというところは予想しております。

○養老委員 従来はいざというときには一般会計で賄つていたものが、最後は結局この基礎年金勘定自体で、そしてさらにまたそれが各保険の間で調整されるという形で保険料の引き上げを招くというふうになるざるを得ないわけですね。したがつて、今回の基礎年金勘定を設けたということ、単に技術的なものではなくて私は非常に問題があるというふうな指摘をしたいと思ひます。

それから最後に、三号被保険者のいわゆる無業の妻の問題ですけれども、この場合、みずから保険料を支払わずに基礎年金の受給権を持つという非常に世界にも珍しいケースですが、そういうことによつて婦人の年金権を確立したと再三国会で述べられておりますけれども、実は、実際の手続等になりますと、届け出をしないとその権利がないわけですね。その場合に、国民年金法の附則七条の三など見ますと、届け出が行われるその前の二年間という部分のみ保障して、もし届け出がなかった場合にはそれ以前の部分は権利がなくなるといふように読めるわけですから、無業の妻という地位についてはずっと続いているとするならば、手続を忘れた、届け出を少しおくらしたといふような場合でもその無業の妻の地位は期間保障されてしまふべきではないかというふうに思ひますが、その点はどうかでしょうか。

○山内政府委員 私の言つております三号被保険者の届け出につきまして、御指摘のように二年以内に届け出られた者を対象とするという規定になつております。このことは基本的には三号被保険者がいわば被扶養者であつたかどうかといった収入に絡んだような認定を伴う概念でございしますので、私どもとしては法的な安定性と申します

か、また一面事務処理の適正化の観点からも、これは直接は保険料納付のグループではないのでございしますが、保険料は二年間で特効になるというたような仕組みとの均衡も考慮して二年間とさせていたわけであつたと思ひます。

配偶者である実態があれば相当長い間でもさかのぼることができないかという点であらうかと思ひますが、今申しましたように、収入による扶養関係を認定する場合にどうしても事務的な限界がございしますので、私どもとしてはこの二年間という限度の中でこれからの適用業務をやらせていただきたいと考えているわけであつたと思ひます。

○養老委員 そうすると、無年金者をなくすといふものの、結局のところこういう手続上の問題も含めてかなり脱税者も予想されるのではないかと、婦人の年金権を保障したとはいつても無年金者が随分出るのじゃないかということを心配をいたします。ぜひともその周知徹底、漏れのないように厳密にやつていただくようお願いをしたいと思ひます。

時間もありませんので、今回のこの法律については先ほど申し上げたような問題点があります。そして今政府からは国鉄の問題についても将来の点については余り明確な御答弁をいただけませんでしたし、それから零細企業の問題についても大変な心配も予想されます。

あわせて、国保から健康保険に被用者を移すといふような方向も示されているわけですから、結局国庫補助を国保の三八・五%から健保の一六・四%に切り下げるといふ姿勢だと思ひます。それから、やはり働く者の福祉の向上という点から考へてみても、年金の問題全体、健康保険の問題もあわせて国庫負担というものをきちんと確立していく方向を示さない限り、国の負担を削減して国民の負担に転嫁することは非常に問題であるといふことを強く申し上げて、終わりたいと思ひます。

○小泉委員長 玉置一弥君。

○玉置(一)委員 きょうは養輪先生に御無理をお願いして順序を変えていただきました。一番最後の質問でございますので、時間が当然制限されておりますので、その範囲でお聞きをしたいと思います。

いよいよことしの四月から年金のいわゆる基礎年金部分と報酬比例部分という新しい制度がスタートするわけでございますけれども、それまでのいろいろな年金の論議がございまして、今厚生省の方では昭和七十年に向かつて統合ということも計画されているわけでございしますが、我々の年金に対する考え方を一言で申せば、やはり長期的な安定、これは老後に対する不安をなくすために、最終的には定年後の生活保障の部分もあるわけでございまして、そして定年と年金支給をつなげていくということが最終的には一番いいのではないかと考えているわけでございます。ただ、今の国の財政から見ても、自分たちの負担が今までどおり少ない負担で続けていくというのは非常に無理だと思われまして、各委員会あるいは本会議の質問等でもよく出ておりますように、国の負担それから国民の負担それぞれ適正なレベルというものがあられるわけでございまして、ある程度このところは時代に合った改定というものが必要だと考えているわけでございます。やはりできるだけ負担が少ない方がいいわけでございまして、少なからず長続きするぎりぎりのところがあるわけであるか、そのためのいろいろな手法があるわけでございまして、そういうことを前提にしているいろいろな質問をいたしていきたい、かように思います。

そこで、年金の積立金の自主運用ということで毎年毎年お願いしているわけでございますけれども、一説によりまして、積立金の運用の利率、これが〇・一%違っただけで約四百億運用益が変わってくるということが従来から言われております。積立金は現在既に五十四兆円という大変大きな数字になっているわけでございますから、その

運用の利率が積立金そのものの増減にかなり響いてくることにもなるわけでございます。

今回六十一年度予算におきましては、三千億程度の自主運用といいますが、実際は還元融資の範囲というところで、その事業の中の資金という形で自主運用がなされるということが提案されておりますけれども、この内容について大蔵省あるいは厚生省はそれぞれどういうふうにお考えになっているかをまずお聞きして、話に入っていきたいと思ひます。

○窪田政府委員 今、玉置先生、自主運用とおっしゃいましたけれども、自主運用の問題は、大蔵、厚生両大臣折衝で、今回はお認めいたしかねます、ただ、今後引き続き検討ということにさせていただきます。ただ、今後引き続き検討ということにさせていただきます。ただ、今後引き続き検討ということにさせていただきます。ただ、今後引き続き検討ということにさせていただきます。

年金制度が始まって資金運用部に預託していたようになりましてからいろいろの変遷がございましたが、還元融資という制度で広い意味での加入者の利益を図るという制度がございまして、それでかねがね年金保養基地の建設がございまして、住宅ローンとか、そういうことをやっております。しかし、時代によっていろいろの問題がございまして、今回はその還元融資の枠の中で有利運用という一種の事業を、あくまでも還元融資の一環として、その業務を将来にわたって安定的に実施するための資金を確保するというところでいたしておるものでございまして、年金の自主運用とは全く別のものであると理解をいたしております。

○山内政府委員 厚生省としましては今、理財局長お答えのとおりでございまして、長期的に見ますと還元融資の資金枠が果たして今程度保証できるかどうかはつきりしない面もございまして、そういう将来の還元融資事業の安定に資するためにもこの事業を採用してみたいということで、事業団において取り進めることにしたわけでございます。

○玉置(一)委員 今回の場合は還元融資事業の資金確保ということで、従来から言われております自主運用とはちよつと性格的に違うと思うのですけれども、一つの考え方として、共済年金の場合には三つほど運用の方法がある。福祉事業に対する運用あるいは財投、そしてもう一つあると思ひますけれども、その辺の自主運用に対して、大蔵省がなぜここまで運用を拒むのかということについてお聞きしたいと思います。

○窪田政府委員 運用を拒むとおっしゃられると非常にあれなんですけれども、国が特別会計を設けていろいろな事業をやっております。その国の財政の仕組みを通じて生み出された資金はやはり国において統合して運用する、これが今の資金運用部資金法の建前でございますし、また、私どももこれが一番合理的ではないか。毛利元就の三本の矢ではございせんが、ばらばらにやればやはりそれはどなたも運用もできませんし、あるいは公共的に使う場合にも限界がございまして、昨五十九年度あたり財政投融資資金にかなりゆとりが生まれて、こういう状況では自主運用をした方がいいではないかという御批判もございましたが、六十一年度では内需振興のために財政投融資を大々活用させていただいておりまして、年金の五兆円の資金、これがもし他に自主運用をされるようなことになりましたら、財投の編成そのものが困難になる事情にあるわけでございます。したがって、私どもとしてはやはり従来どおり統合して運用する仕組みをとらせていただきたい、こう考えておる次第でございまして。

○玉置(一)委員 今は全く財投に使われておりますけれども、財投金利が六・八から六・三%に今度下がりましたですね。二月二十四日ですか、まだですか。今度下がるとのことですね。郵貯も利率が大分下がってまいります。〇・五%下がってしまふということ、それこそ〇・一%で四百億という数字でございまして約二千億ですか、運用益として変わってくる。こういう大変大きな金額が動くわけなんです。そういう面を考えて

いきますと、確かに国内景気対策とかいう意味での財投金利の上がり下がり公定歩合とともにあるわけですから、それで逆に年金財源の将来に不安を覚える、こういう形になっているわけですから、この辺については大蔵省としてはどう考えておりますか。

○窪田政府委員 確かに御指摘のように、お預かりしている金利を下げるということは年金の積立金の運用にとつては大変な問題であると思ひます。しかし、全体の長短金利が今非常に下がっている時代でございまして、そういう金利情勢の大きな流れに沿った一つの水準の改定でございまして、これはやむを得ないのではないかと思っております。

過去においても、もっと低い、六・〇%にまで下がった時期が五三、四年度にございまして、やはり高くなる時はそれに応じて高くなる、安くなる時は全体の金利の水準に合わせてある程度引き下げをお願いせざるを得ない、こう考えております。

○玉置(一)委員 五十九年くらいから財投資金がだぶついてきている。というのは、それだけ優良なところか、そういう貸し出しをする先が減ってきているということ、それから郵貯なり年金財源が非常に拡大されてきた。この両面があると思ひます。

これはちよつと管轄が違うかもしれませんが、将来財投そのものが見直されなければいけない、あるいは第二の予算というようなことが言われておりますけれども、そういう状況の中で、資金運用部資金に全部預けて財投に回されていく、この状態がいつまでも円滑にいくとは思ひません。この辺の見通しについてはどのようにお考えですか。

○窪田政府委員 確かに今財投が大きな曲がり角に立っております、いろいろの問題が出てきていることは御指摘のとおりでございまして、現にこの大蔵委員会でも財政制度・財政投融資小委員会を設けていただいて、いろいろ御審議をいただく

ことになっております。そういうことで、いろいろ今後私どもとしても本当に真剣に勉強していかねければならないと思っております。

ただ、一つ言わしていただきますと、戦後の復興期あるいはその後の高度成長期には、民間部門の資金不足が非常に多うございまして、それに対応するために財政投融資制度あるいはその財投機関というものが大きな役割を果たしたことは否定できないことだと思いますが、現在はむしろ民間部門の資金不足は縮小いたしまして、公的部門の資金不足が拡大をしております。したがって、六十一年度の財政投融資をござんいたいたいて、例えば地方債の引き受けあるいは国債の引き受け、その他新しいいろいろなプロジェクトに対する融資というふうなものが芽が出ておりますので、今後ともこの公的金融というものの役割はそれほど不要になることはないんじゃないか。ただ、それを時代の要請に合うように考え直していくということには必要であらう。今後よく御意見を承って勉強してまいりたい、こう考えております。

○玉置(一)委員 今の状態のままでいきますと、まあ予測としては昭和八十年ぐらいあるいは七十五年ぐらいが積立金の一応ピークだ、それ以降はもう増加していかない、こういうような数字が出ておるといふことでございます。私たちが長期的な安定を目指すために、それぞれの資金の積立金の中でやはり有利な活用をしていきたいというのが当然の気持ちだと思うのですけれども、その問題ちょっとさきおきまして、今年金繰り延べの予算措置がとられております。前回まで国庫負担の四分の一ということでしたとやつてこられまして、六十一年以降若干方法を変えて、ある程度一つの歯どめといえますか、無限に拡大するということじゃなくて、ある程度の金額ぐらいいで一つの歯どめの方向にはなっているわけですから、これも、これが今のところは六十三年まで続けられていく、こういうことになっているそうでございます。

現在でも、六十年度現在で計算をいたしますと一兆七百七十五億円という金額がもう既に年金繰り延べの累計として、これは利息も含めてですけれども一応出ています。六十三年までいくと大体二兆数千億円になると思いますが、考え方が変わりますと、年金積立金に組み入れられるわけですから、当然そのお金そのものがある程度プールされておりますから、急にはいかなないということとでそのうち返せばいいんじゃないか、こういうふうな感じを受けるのです。

そのときのいろいろな約束事といいますが、これにはいろいろ話があったと思えますけれども、一応どういふ性格のもとにこの年金繰り延べ措置がとられてきたか。これは大蔵省と厚生省が当然最初話し合いをされてやっているとありますけれども、その辺から今後どうなるのかという不安も持っているわけで、どういう約束をされて年金の繰り延べ措置をとられてきたのか。それから今後の計画ですね。要するに六十三年まではとりあえず借りるという話は出ていたわけですから、返す話がないわけですから、その辺について含めてお聞きをしたいと思えます。今というか前に、一番最初に話をされたときと今の話と含めて、どういふ話から始めて最後をどうするか、こういうことをお聞きしたいと思えます。

○長尾政府委員 六十一年度の厚生年金保険特会の繰り延べでございますが、この措置は今回法律が変わりまして国庫負担の仕組みが全く変わるわけでございますが、厚生年金の持つております経過的な特別の国庫負担、つまり三十六年四月一日以前の期間にかかわる国庫負担につきまして、その額の二分の一相当を減額して繰り入れるという形の措置になっております。この措置がこの三年間において講ずることができるといふことでございます。この件につきましては、本年度三千四百億という形でございまして、来年度以降の今の二分の一額というものを上限といたしましてできる限り少なくするということが大蔵省と私どもとの間で一応の取り決めとなっております。

それからこれの利息でございますが、この利息につきましては、ただいま先生が御質問ございましたように、本来でございまして資金運用部に私どもが預託をいたしておりますので、預託をしたならば得られるであろう運用収入相当というものを返還の際に一緒に入れるということが法律上規定されております。具体的な返還の時期、返還の方法、例えば元利均等という意味の方法でございますが、こういったものについては現在まだ両省間で取り決めておりません。

返還の開始時期につきましては、特例公債依存体質脱却後両省で協議をいたしまして、具体的なスケジュール、具体的な方法を決めていくということにつきましては両省同意をいたしております。この際は、六十年度までの行政改革特例法によります繰り延べ分、これは従来の国庫負担の仕組みの中で五割を減額していた部分でございますが、これについても一緒に返済計画を考えていくということで両省間の話し合いが決まっておりますわけでございます。

○玉置(一)委員 今のお話だと、年金財政に支障がない限り請求しないみたいな感じを受けるわけですね。年金財政に支障がないと請求しない。何となく今の財政状態から、大蔵省がぼつぼつ返しているといううまで返さない、こんな話に受け取れるのですけれども、いかがですか。

○長尾政府委員 この点につきましては基本的に年金財政に支障を与えることのないような返済計画を考へるということで一致をいたしております。この趣旨は、いつまでも返さなくていい、財政がよければ返さなくていいということではございませんで、特例公債依存体質脱却後、具体的に例えれば五年とか十年とか十五年とか、こういうものを相談していく。そのときに、その五年、十年、十五年、その中の方法を御相談していくと、国の財政事情及び年金の財政事情、両方を勘案しつつやっていく、こういう意味でございます。

○玉置(一)委員 今大蔵当局では昭和六十五年を

国債脱却というふうに決められておりますけれども、最近大蔵大臣の御発言等を聞いておりますと、何となく六十五年非常に難しい。この前は七五三で延びましたけれども、今度また何かで延びるんじゃないか、こういう気がするので、先ほどもちよつと言いましたように、年金財政からいいますと、七十五年から八十年ぐらいい、この辺が一番のピークになって、それからどっかというところ悪化していく状況でございますけれども、年金財政からいいてその辺まで我慢できるのかと思うわけです。ところが、いいうちから積み立てておかないと悪化するのが早くなるわけですから、その辺も考えてみますと、先ほども運用益の話が出てまいりましたけれども、今厚生省ではたしか四兆円ぐらいいの枠で自主運用したい、これはまあ、ちよつと性格違いますが、特会に入らないというふうな感じがするのですが、自主運用ですね。さっきの続きですけれども、自主運用だと四兆円ぐらいいの金額が特会の部分に繰り入れが行われないという状態ですね、性格はちよつと違いますが、そういう面でも考えてみたら、運用益の部分がそれだけおくれまして、後で財源もらいますけれども、実際補てんをするような形にはなっておりますけれども、実際のところ、運用という面でも考えていきますと、できるだけ早く戻していく、あるいは安定させて状況が悪くなるのを後ろに持つていく、あるいはそれ以降になるとまた回復するという話ありますけれども、その部分を乗り切るためにできるだけ早くいろいろな資金を返してもらおうような手だてをとっていかないとはいけません。その辺から考えて、昭和六十五年が一つのめどだと思えますけれども、この辺について六十五年と考へていいのか。

これは大蔵省に聞かないと、ちよつと厚生省では答えられないと思えますけれども、まあ返済計画を立てて返済に移っていく時期ですね、さっきのお話だと、その時期が来たら話し合いをする、こういうふうには私は受け取ったんですけれども、

実際はもうその辺から始めていかないといけないわけですから、一つの区切りとして、今政府の方針で出されている昭和六十五年、これをものとやはり返済計画というのを考えるべきじゃないかなというように思いますが、その辺をちょっと確認しておきたいと思ひます。

○保田政府委員 先ほど来厚生省当局の方からお答えいたしましたように、厚年の繰入金について、従来一般会計からの繰り入れをカットしてきた部分について、これは当然返さなければならぬ。その時期につきましては、先ほど御答弁がありましたように、国の財政状況を勘案する、それから年金の財政の安定も考えなければならぬというところでありますが、政府としては、特例公債の依存体質から脱却した後に返済に入りたい、速やかな着手に入りたい、こういうことであります。

結局、現在のような繰り延べ措置を講ぜざるを得ないのは、御承知おきのような財政事情が非常に極度に悪いからであります。したがって、その特例公債依存体質からの脱却を六十五年度に目標を置きまして鋭意努力をする、それができた段階で計画的な繰り戻しの計画をつくる、こういうことでございます。何よりもやはり特例債依存体質の脱却、これがその返済の前提条件にならうと思ひます。

○玉置(一)委員 要するに、国民年金の方の国庫負担平準化措置というのがございまして、これは昭和六十五年から七十二年まで返済することが決められている、こういうことでございませう。片方が決められていて片方が決められていないというのとはこれまたおかしな話でございませうから、ぜひある程度の時期に約束をしていただくように、これは努力をお願いするということで終わりたいと思ひます。

あと一つでございしますが、これもまた毎年お願いしている話でございませうけれども、年金基金の特別法人税、これ一%かかっているわけでございますけれども、用途からいきましてはいわゆる年

金基金にやつぱり資するとか、基礎部分と報酬比例部分がありまして、それにプラスアルファをできるだけつけていこうというところである運用をしているわけでございます。これに対して特別法人税一%ということでございますけれども、税金がかかるというように形になっているわけですが、これを何とか廃止をしてほしい、こういうことで従来からお願ひをしているわけでございますが、この問題について厚生省、まずどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、お聞きをしたいと思ひます。

○山内政府委員 厚生年金基金の積立金に對します税制のあり方は、御指摘のように、基金そのものを普及します上で非常に大きなポイントでございます。

私の立場を申し上げさせていただきますと、今後における基金の役割を、だんだん重要性を高めると同時に、また中小企業その他に普及、広げていくという必要性もあるわけでございますので、少なくとも課税強化にならないような、何か今の基準にかかわるような非課税基準をつくる必要があるんじゃないかと考えて、従来とも大蔵省と相談しているわけでございますが、今回の時点では、今後税制全般の見直しの関連の中で廃止の問題も含めて総合的に検討を加えるということの一致しか得られておりませんので、私どもとしては何とか現行のような状態を維持できないかということをお願いしておるということを申し上げます。

○大山政府委員 特別法人税の課税につきましての大蔵省の考え方でございますが、御案内のように、企業の掛金の支出の段階でこれが損金算入になつておる、一方受け取る側、これは年金受給時に課税になるわけでございます、その間の課税の空白が生じます。その部分に對するいわば遅延利子というような考え方での課税をいたしておるわけでございますが、これは御指摘のように、基礎年金の部分でございましてかあるいは国家公務員の給付水準に至りますまでは課税をしない、

それを超える部分について課税をいたすというような仕組みになつております。

この基本的な考え方というのは税理論上も維持されてしかるべきだと考えておりますが、今回国家公務員の給付水準の変更もございまして、また現在税制の抜本的な見直しということで、年金課税のあり方を総合的に検討している時期でもございまして、こういったような御審議を踏まえまして、厚生当局ともよく御協議をいたしまして今後詰めてまいりたいと思ひます。

○玉置(一)委員 いろいろまだお願ひしたいこと、言いたいことがあるのですけれども、時間の関係であと一つだけお話を聞いていただいて、考え方を聞いて終わりたいと思ひます。

今の年金基金でございしますが、年金基金の設立というのは千人以上の規模ということで限定をされております。御存じのように、最近特に大企業と中小企業の賃金格差というものが出ております。年金基金あるいは企業年金、こういうものが非常に普及をしておりますけれども、そういう面から見ると、ますます賃金で差がつき、年金で差がつく、中小と大企業との間の格差が出てくるわけでございます。一つは、今回健康保険の条件が千人から七百人に引き下げられましたけれども、その規模に應じてそういうふうな措置がとれないかどうか。それから、賃金格差とともに開いてまいります年金格差、この辺について厚生省としてはどういうふうにお考えになつておるか。これを聞いて終わりたいと思ひます。

○山内政府委員 まず、厚生年金基金が現在加入員一千人を要件にしておる点、将来に向かつてこれを少し緩和できないかという点であらうかと思ひます。

確かに現在の企業の実態を見ましても、従来の人手で企業活動を支える時代から比べますと、いわゆるOA化というのでしようか、いろんな意味での人の関係も変わつておりますので、実は今のところ私どもとしては、七百人程度のラインまでこれを緩和することを検討していいんじゃないか

ということ、かなり具体的に政府内部で関係省と御相談をしている段階でございまして。ただ、健保組合はもうそんなような方向にあるわけでございますが、何しろ長期にわたる年金の設計でございまして、この人数の要件は、単に緩和するしかないかだけではなくて、先ほど申しましたように長きにわたつて年金財政を支える集団としていかであるかという点があるわけでございますので、単にこれは緩和すれば足りるというものじゃないという前提で私ども今後の運営に当たつてまいりたいと思つております。

二番目に、中小企業については賃金の上での企業の格差があり、さらに年金の面でもという点は、私どもが現段階で申し上げるとすれば、このような厚生年金基金制度を、いわゆる単独企業ではなくて総合型の基金で採用する点もございまして、そういった条件緩和も考えていきたいと思ひます。

○玉置(一)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○小泉委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小泉委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小泉委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小泉委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、中村正三郎君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案による

附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。野口幸一君。

○野口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、案文を朗読いたします。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民年金の保険料免除及び保険料収納については、制度の趣旨にかんがみ、その一層の適正化を図ること。

一 基礎年金勘定の運営に当たっては、勘定創設の趣旨にかんがみ、将来に向かつて、基礎年金勘定の財政の充実を図るため、適正かつ公正な経理処理を行うよう努めること。

一 今回の年金制度の改革は、全公的年金制度にまたがる抜本的な改革であるので、必要な事務手続等について広く国民に周知徹底を図り、公正な新制度として円滑な実施が確保されるよう配慮すること。

以上であります。

何とぞ御賛成くださるようお願い申し上げます。

○小泉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小泉委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして、配慮してまいりたいと存じます。

す。ありがとうございました。

○小泉委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○小泉委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和六十一年三月一日印刷

昭和六十一年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K